

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第13回上川部会議事録

日 時 平成14年12月4日(水)午前10時00分から午後2時35分まで
場 所 諏訪合同庁舎
出席者 植木部会長ほか10名

開 会

事務局(青木調整幹)

定刻となりましたので、只今から長野県治水・利水ダム等検討委員会第13回上川部会を開催致します。開会にあたりまして、植木部会長からご挨拶を頂きたいと思っております。

植木部会長

おはようございます。いよいよ12月ということで、この部会も大詰めを迎えました。本日は前回の公聴会を受けまして皆様から更にご意見等々出して頂き、最終部会案に向けての内容の取りまとめ、方向性等々を考えていきたいと思っております。更にその後検討委員会へのいろいろなご要望がありましたら、そういったことも聞いて進めていきたいと思っております。出来るだけスムーズに早い時間に終わらせたいと思っておりますのでご協力の程、宜しくお願い致します。

事務局(青木調整幹)

ありがとうございました。只今の出席委員は14名中11名でございます。条例の規定により本部会は成立致しました。尚、五十嵐委員、山田委員、矢崎委員は欠席と伺っております。

議事に入る前に資料をご確認頂きたいと思っております。次第の下に資料1としまして上川河川改修費、資料2としまして公聴会の公述内容を綴じたもの、それから資料3としまして大西委員さんからの部会発言用資料、以上お手元にいつているかと思っております。ご確認をお願いします。

それでは植木部会長に議事進行をお願い致します。

議 事

植木部会長

はい、それでは本日の議事録署名人を確認させていただきます。議事録署名人は柳平委員さんと高田委員さん、宜しくお願い致します。それでは早速、議事に入りたいと思っております。

先月の14日の部会で、大西委員から財政ワーキンググループで報告された河川改修費用の工種別内訳を教えてくださいという質問がございました。この点に関しまして事務局の方からご回答をお願い致します。

事務局(萩野企画員)

大西委員からの財政ワーキンググループ報告の費用の内訳について資料の1として、上川河川改修費を出してあります。五十嵐座長を相談を致しまして上川の河川改修費163.7億円の内訳書、ここに記載してありますが、簡単に説明させていただきますと、築堤や掘削等の土工にかかる部分が33億2千万。堤防補強工としまして76億、橋梁工及び付帯工事、付帯工事というのは河川改修工事に伴って必要になる、例えば道路の工事とか頭首工の工事とかそういうものを含めてありまして15億3千万。その他に測量試験費・用地費等、他の工事に加わらない部分を39億2千万。合計が163億7千万となっております。宜しく申し上げます。

植木部会長

大西さん、只今の説明につきまして何かございますか、宜しいですか。

大西委員

前にも私、意見を出しておきましたけれども、橋梁工事及び河川改修に伴うということですが、道路の問

題が堤防上道路と絡んでおりますので、意見を述べさせて頂きたいと思います。今日、私が出しました資料を参考にして頂きたいと思いますが、上川神橋から下流についての提言ということで、1として橋梁竣工年度等、財源の位置付けについて、今考慮されております飯島橋・車橋・洪崎橋の架け替えという件についてですが、これは各橋の竣工年度がその地図に書いてありますけれども、洪崎橋が昭和37年、車橋が昭和36年、飯島橋が昭和35年で、いずれもかなり老朽化しております、今までの経過から言いますと河川改修という問題が起きる以前から、道路橋梁工事として、当時の話では近い将来順次予算化をして計画することになっていました。

あと、鷹野橋と車橋の間の車橋寄りに国道20号バイパスが今、議論中でありまして、計画されるようになりますと、かなり大きい橋梁がこの間に架かるということで、車橋との調整が当時からも言われておりますし、現在もあると思います。そういうことで、この3橋の架け替え工事につきましては、これが架け替えられることによって、上川の流下能力が増す、河川改修が計画どおり進むということになりますけれども、財源の位置付けとしましては別途考えるべきではないかと思っております。

それから堤防の改修に伴う堤防上道路等の工事の関係ですが、そこに客観的な状況を書いてありますが、上川の通勤バイパスについては昭和48年、左岸は新六斗橋まで。当時、新六斗橋までしか道路がない、そういう状況です。それから、中央道インター開通は昭和56年ですから、上川通勤バイパスはこの中央道とは直接関係なくて、国道20号が慢性的渋滞をきたすという中で、暫定的に計画をされました。それから中央道インター開通を迎えまして、それを準備するために市道平坦線ということで、当時は未舗装でしたけれども、新六斗橋まで平坦線の拡幅改良を急遽行いました。しかし新六斗橋までしかインターから抜けた道路が開きませんので、それから先はどうするかということで、大変困りまして、左岸の大変景観の素晴らしかった堤防を使って、新六斗橋から河口まで昭和55年に堤防上道路を開設しました。そして現実に中央道が開通した年からすぐに湖畔から帰ってくる車が六斗橋までほとんど動かないという状況が続きまして、急ぎょ、諏訪市長の方からだと思いますけれども、洪崎橋から新六斗橋までの1車線ですが、暫定的な河川敷内道路が現状のような形で建設されました。私も、本来は堤防は堤防として使われ、河川敷は河川敷として使われるということがいいと思いますし、当時は批判的な見解を持っておりましてけれども、現状こういう歴史的経過、生活上の止むに止まれぬ状況が道路として生まれておりますので、こういう経過を考慮してこの財源につきましても、今後とも維持、継続するということでしたら、河川改修とは切り離すべきだと思っております。2の新六斗橋～河口間については、新たな提案として、財政試算の中で、新六斗橋から下は全部、高水敷をカットするという案との関係で、話したいと思っておりますが、これは、あとでもいいのですけれども。

植木部会長

はい、そうですね。今、歴史的な話も含めて、橋梁の架け替え、それから堤防上の道路の問題。これは河川改修費と切り離して考えてほしいという1つの要望と捉えていいでしょうか。そういうことでございます。他にどうでしょうか。上川の河川改修費の工種別内訳について出されましたが、他にどなたか、はい、清水さん。

清水委員

今までのいろんな提案の中で、優先すべき河川改修という点で上流部に関しては、まず、現在の堆砂とか支障木とかそういうものをきちんと全川に渡って取り払うと。その仕事をまずしてから実際の改修に入っていく方がいいんじゃないかというふうな形で来たと思うんですが、そういう場合の、これは言ってみれば、通常の維持管理ということなんですが、これは追々と通常の維持管理をやっていくということではなくて、まずこの際、堆砂、支障木などきちんと除去して正常な状態に戻した上で、流下不足のあるところの改修をしていくという方法だったと思うんで、そういう費用というのはこの中では入っているんでしょうか、入っているとすればどこに入っているんでしょうか。

植木部会長

はい、事務局の方、如何ですか。

事務局（萩野企画員）

上流部の定規断面の分の土工もこの中にすべて入っております。ただ、計算する時に支障木がいくらかとかそういう分けは出してはおりません。

植木部会長

宜しいでしょうか。上流部も一応含んだ計算だということですね。ただ、細かい部分まではということですけれども、他に如何ですか。はい、藤澤さん。

藤澤委員

下流では多分、2番目だろうと思いますけれども、この堤防補強工を見ると数字が76で、ずいぶん大きい訳なんですよね。ちょっとイメージが湧かないことと、それから下の方の用地費というのは補強工と引堤との関係だろうと思うんですけれども、引堤に関しては不要だという意見も前回、確かどなたか発言があったかと思えますけれども、その辺のイメージをもう少し、補強工と用地費の関係を明らかにしてもらいたいと思います。

植木部会長

はい、補強工及び用地費に関する内容について更に詳しい説明をということでございますが、宜しいでしょうか。はい、高田さん。

高田委員

神橋から上流と下流に分けて頂いたらいいんじゃないですか。

植木部会長

上流がいくらで、神橋より下流がいくらというふうにした方が分かり易いということですね。

高田委員

金額がべらぼうな感じがしますし、用地費なんかもどこが主体になっているのかちょっと分かりかねるんで、上流、下流に分けて頂いた方がいいような気がします。

植木部会長

事務局、可能でしょうか。そういった点に関しては、

事務局（萩野企画員）

まず、補強工がどういったものかということなんですけど、はじいた絵は前々回、幹事の方からお示したあの絵ではじいておりますので、堤防補強工というのは前面はとりあえずブロック積で考えておりますが、今、もっと植生がという話もありましたけれども、財政の方はそういう前提ではじいたということで実施にあたってこのままのお金ということではありません。ということで、ブロックでやればこの程度の金額になるということです。

それと用地費についても同じような考え方でして、お示した図面で引堤の部分はこのぐらいの面積になるのでこのぐらいのお金じゃないかという用地費を算出してあります。それと上下流で別々にということだったんですけれども、今、そういう具合に分けてはじいてはございません。

植木部会長

基本的には幹事会で作って頂きました図を基に説明がされた案ではじいて見た訳ですね。ただ、あの案は基本的には1つの方向性としてはあれで宜しいだろうということでございますが、今後、詰めていくうえで変わる可能性はあるということもこの部会で皆様にご理解頂いているところでございます。できるだけ大幅な改修をせずにやっていきたいということで議論はされておりますのが、ただ、何らかの形を皆様にお示ししなければならぬという意味では、ああいうのが1つのベースとなるだろうということでございます。

ですから、補強工もブロックでというような形で算出したということになりますし、用地費用もあれを基にということなんですけれども、基本的には、ただ、あれが決まった訳ではないということも再三、言わせて貰っております。それから、神橋からの上流、下流で分けられないかということなんです、一応これは一本にしておるといことですが。如何でしょうか、事務局。これは2つに分けて上流、下流に分けることは可能ですか。予算の問題で我々もどのくらい上流でかかるんだらうかというところで、下流でというふうなところは理解したいなと思っではおるわけですけども。

事務局（萩野企画員）

出すことは可能ですけれども、今日言われて、今日というのはちょっと出来ないで次回まで時間をもらえれば、財政ワーキングの方と話して出すことは出来ます。

植木部会長

それではそういうふうにお願ひしましょうか。とりあえず、神橋から上と下とでいくぐらいかかるかというところを出して頂いて、ただ、これも基本的方向の枠組みの中でという算定でということを理解して頂いてということですね。他にどうでしょうか。はい、五味さん。

五味委員

1つ伺いますけれども、今、はからずもブロック工ということでお話がありましたが、これからの数十年は自然型の工法をどんどん取り入れなければいけないと思うんですが、この観点でご質問しますけれども、基本にはセメント及びブロック積工、従来の方に対して最大どれくらい増えるものでしょうか。私は、擬自然石というんでしょうか、いわゆるセメントではあるが自然石のような形をしたもの、こういうことをお尋ねするんじゃないんです。最近の微生物は2重の自然石の下でなければ住めないという資料も見たこともありますし、辰野のホタルの場合はまさにそういうふうになっているんですね。石の形をしているだけじゃだめなんです。しかも自然の石でもだめなんです。自然の石が複数に重なったその下にホタルの関係の幼虫が棲むとか、などなど。それから自然の石があれば魚が遡るんじゃないんだそうですね。そこに隠れ場がある踊り場があって多段式の水路、魚道と思っていたのは魚をさえぎる魚遮断道になりつつある部分もある。いずれにしても、上川には魚は棲まない。それから、いずれ下の方々も言うかしのれないが、ワカサギ問題についてはワカサギの顔をしたものが生きするような場所にしなければ、いくら人間が住んでくれといっても住んでくれない部分がある訳だそうですね。

それでご質問なんですが、そういう観点で、いくつかあると思いますけれども、代表的な河岸を工事する時におよそ自然工法にするとどのくらいかかるんでしょうか、一番高い時。いつか1回私なりにまさに目の子勘定という計算をしたら、だいたいこんな数字になっているんですね。範囲に入った訳ですけど、お金がかかるのは止むを得ないと思うんですね、これからの工事は。そうでないと自然は取り戻せないんですから、そういう面ではこの予算は幅があった方がいいように思うんです。ぱちっとこうなると何か根拠があるように見えて仕方ないです。私はいくつか疑問をもって仕方がないんですが、いずれにしても、まず一番の幅ならおよそどんなものがはじかれることがあるのか、これをお聞きします。その背景には、私の意見がもっと自然化していかなくゃいけないということがあるもんですから申し上げて、これはまた必要な場合は、意見として申し上げたい場合は申し上げる時をとりたいと思いますが、ちょっと、ご質問申し上げます。

植木部会長

如何でしょうか。只今の質問に対して。

事務局（萩野企画員）

まず、ブロック積を自然にやさしい、多自然的な工法にした場合にどのくらい上がるかというのはちょっと事務局の方では分かりませんので、後ほど、幹事の方でもし答えられればと思います。それと金額的にこういうぴしとしたものを出さずに幅があるはずだということなんですけれども、それは仰られるとおりなんですが、財政は報告の方の前提で書かれていますように、1つの前提を立てて、この工種でこういう具合

にやったらこの金額になると、非常に誤差のある範囲で時間的にも、ものすごく限られているという、そういう前提の中で金額を出しております。それで出せないものについては出さない。幅があるものについては幅があるという表現をして出してありますので、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。

それと護岸の種類の話は幹事会の方で答えられるでしょうか。

植木部会長

宜しいでしょうか、幹事会の方。例えば、現在行われている多自然工法、或いは近自然工法でそういった事例があるならば、単価あたりなんかでも宜しいかと思えますけれども。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

諏訪建設事務所です。前回の11回の部会の資料1というのを見て頂ければと思うんですが、先程からご質問があります内容につきましては、各区間毎に横断面を前回の11回の時に出しています。その図面を見て頂きますと、河口から新六斗橋の部分につきましては高水敷を全部とるということで、これ11回の時にも説明させて頂いているんですが、取るということになると今までの高水敷がなくなりましてその法面のところへまともに来るとということでこの部分について堤防補強工という形で位置付けさせて頂いています。普通、護岸工とかそういう呼び方もしておりますが、ここでは堤防補強工ということで計算をさせて頂いています。そのお金について内訳を出してございます。それで今、ご質問のあるこの部分のブロックを自然の工法にしたらどうかという話なんです、その点につきましては今いろいろな工法がございます。例えば、ここの根固めがございまして、根固めの部分につきましてもとりあえず前回の時には木工沈床工ということで材木の枠を組みましてそこのところへ玉石を入れたり、根を固めるということを説明させて頂いたと思います。そういうことになれば、そこのところいわゆる魚巣ブロックとか、そういう言い方をしているんですが、魚が住みやすいとかそういうものが考えられると思います。

それから、ブロックにつきましても今はポーラスコンクリートとかそのまま置いておくと自然に苔が生えたり、そういうものもございまして。それから、石積みにつきましても空石積みでやった場合、そこのところに隙間が出来まして、間詰めコンクリートを使わずに空石積みでやる方法もございまして。そのように今いろいろな工法が出てあります。それで2次製品としてそのまま現場で使える製品もございましてから、一概にその金額については、位置付けは出来ないんですが、ただ、図書なんかでよくこういう工法がありますというものであれば、そういうものが載っている図書がありましたらそのコピーをお渡しすることが出来るかと思いますが。うちの方から、どのくらいかということはいろんな工法がありますから限定するのはちょっと難しいかと思えます。今後、その辺も詰めていきたいと考えております。

植木部会長

五味さん、如何ですか。

五味委員

意見を言わせて頂くと、それはお金がかかりますよということだと思えます。だから、せめて引堤などはやめて、私、今日見てきたけど、あれは引堤をやらなくて工法で済むように見えてしょうがないんですけど。これは論議を蒸し返すようになりますから、出来たらそういう時の工事はこの部会の延長のような住民なり関係者の意見を聞きながら設計して頂ければいいという要望的意見で留めましょうか。それとも部会長さんが時間を頂けるのならもうちょっとやりたい部分がありますがね。

植木部会長

基本的には前回の公聴会でも嵩上げだとか引堤というのは最終手段だというような話しも出されておまして、多分この前の部会でも基本的にはそういった方向だと思うんですね。五味さんが前から言われているように河川改修と近自然工法との調和というんですかね、そういったものを考えた工法を是非考えてほしいということも毎度言われておりますから私としては多分、この基本案の具体性に乏しいところで申し訳ないんですけれども、そこで皆さんきくと歯がゆいんだろうとは思えますけれども。なかなかこの段階では細かいところまでは詰めきれないものですから、逃げるようで申し訳ないんですが、後の課題ということで

実際の工事に着手する時点での住民との議論、等々を踏まえて何が一番いいのかというようなところで行くしかないのかなというふうに思っております、そういうようなことをご勘弁願えればというふうに思っております。

他に今の点に関しまして、はい、清水さん。

清水委員

今の堤防補強工なんかの問題なんですけれども、今部会長の言われたような方向で、この際上川部会の場合にはしょうがないと思うんですが、ただこういう金額を財政ワーキングで議論したときに、やはりそこでちょっとお金出すものでないというような人が、その辺りの問題が若干出てくると思うんですが、私としてはやはり今モデルとして採用したブロック積みとかいう工法っていうのは金がかかるほうのモデルであったりお金がかかる割に非常に欠陥を持った工法だと思うので、この辺りはどういうふうに部会として表現したら良いか分からないけれども、もっと違う方法もあると、で違う方法の場合はもっとこれより安くなるとか高くなるとかというような事はやっぱり部会案の中ではやっていかないと。ただ今のこの金額で堤防補強工 76 億だということではちょっと問題かなと思います。それが一つ、それから一番最後の用地費というところで、これは引堤の場合の用地費ということなんです、引堤を優先的な工事としてやるのかどうかという点は、優先順位の中できちんと示す必要があると思うし、引堤というのはいろんな意見が出ている中でやはりあまり優先するべき案ではないということなんで、その辺りの優先順位に沿ってこの金額も、最も優先するべき対策事業としての全体の金額ということでまとめないと、優先するべき事業費と 2 次 3 次的な事業費が一緒になってたんじゃないかと思うわけですが、以上です。

植木部会長

そうしますと、更に河川改修における優先的な問題を詰めてほしいということでしょうか。その前には工法も含めてということでしょうか。はい、小松さん。

小松委員

今、要するに金額、投資的なその問題が多いわけなんですけれども、本来が一番弱いところを優先してやると、そして一番これから問題にする内容について金額じゃなくて、どういうふうにして安全を守るかということが重要点にならなきゃいけないと思います。この場合、今問題になっている引堤とか嵩上げ、B 区間なんですけれども、下流においては B 区間が一番問題なんです。今までも実績がある。実績というのは災害の実績がある場所なんです。そこについて別の対策において安全が確保されれば良いんですけども、単に金額の問題だけでもって優先するかしらないか、そこはちょっと理論が違う方向に行ってるんじゃないかと。確かにお金が無ければ対策は取れないんで、お金がなるべく少なくして対策が取れる方策を考えなければいけないんですけども、単に金額だけじゃないと私はそう思います。

植木部会長

はい、有難うございました。確かにまずは住民の安全というのが最優先されなきゃならないということなんでしょね。で、自然工法を採用するならば、今はじいたものよりも更に高くなるという可能性はあるということですよ。更に優先順位とか工法とか考えていってほしいという意見も出ました。確かに皆様のご意見はごもっともだと私も思っております。それで今月中には私はまとめて、検討委員会に出したいと思っております。そうしないと、まだまだ他の部会のところもございまして、それから何処まで詰めていっていかといった場合に、多分時間はまだ掛かるんだろうと思っております。ある所で一度ピン止めしてもらって、まずはうちがこれでやっていただきたいという意見を出して、基本的には基本案がベースになると思うんですが、更に細かいところについては何らかの方法で今後も引き続き議論するような形で事を進めていけばいいと私自身は実は思っております。幸いこの上川部会というものが出来まして半年、6 ヶ月、7 ヶ月経過しました。それでかなりこういう案もまとまってきました。ここで言うならば全てを決めるという訳には私はいかないのではないかと思っております。皆様から出していただいた基本案は基本案としてこれは最低限守っていただきたいものであって、細かい部分に関しては、例えばこの上川部会の延長的なようなものもある程度前提に考えても、もし皆様がそういう意見があれば、今後そういったことも盛り込んでいくような

ことで、この部会を閉めたとしてもなお議論が進むような、あるいは検討されるようなそういった場も設定されてもいいのではないかと私自身なんとなく思っております。その辺をどうするかは多分皆さんもいろいろ考えているところから、後ほどこれはご意見聞きたいと思っておりますが、詳細な部分あるいは細かい金額の部分、今のところはちょっと勘弁してほしいと思っております。12月の最終の検討委員会が25日にありますので、そこで上川部会の基本的な方向を提示して、とりあえずここで私は一つ上川部会は終了したい、私の意見でございますがそういうふうに思っています。皆様ももっとやれとそういうことで合意に達すれば1月、2月いっても構いませんけれども、ただそういった場合には河口から森林の末端までいろいろと皆さんのお考えがあって、それを一つずつ詰めていくのも、これまたしんどいなと思っております。何らかの形で別な場所を替えてというんですか、これからは多分地域が行政と住民が一体となった議論の上で進んでいくべきだと私は考えておりますから、そういった新たな設定があってもよろしいんだと思っております。そういうところで一つ議論を進めるような形でいって頂きたい。一応基本案に沿って、どうしてもここがおかしいだとか、もうちょっとここは加えてほしいというところで話を進めていきたいと思っておりますが如何ですか。良いですか。細かい部分はあろうかと思いますが、一つその辺は更なる発展の段階というか議論の段階でというか別の場というか、そういうことを期待し、お願いしたいと思っております。如何でしょうか他に。今事務局から説明がありましたことに関して、一つのお願いとしては神橋の上流と下流で金額がどうなっているかって事を、次回の検討委員会で、部会で結構でございますがおおよそ出していきたいと思っております。それじゃあこの件に関してはこれでよろしいでしょうか。はい、両角さん。

両角委員

もう言い尽くされたことですけれども、やはり私はこの資料1が外部の人たちにも公表されるようなことがあるとすれば、堤防補強工が簡単に億金額が出る事について、ブロックの場合っていうふうに質問があったときに答えられると思うんですよ。これだけは全くこういうやり方では、これからの河川改修には全く合っていないと思っております。ブロックでやる場合を考えないくらいにやってかないと、これからの時代に河川改修するのになんだという世論になると思っております。やっぱり自然に優しい工法を今先程、お金はしっかり出ないけれどもこういう方法、こういう方法があるっていう事をお示しいただきましたので、そういう自然に優しいお魚達も住めるような水棲昆虫も住めるような状態、ブロックが駄目だって言われてもう久しいもんですから、やっぱりブロックの金額だけを出すって事は変えた方がいいんじゃないかと思っております。後はお願いして私も上川の上下流を分けていただいて、また上流部に住む者として優先順位をお願いしていきたいと思っておりますので、そんなことをちょっとお考え頂けたらと思っております。以上です。

植木部会長

只今のこの資料1、2につきましては、私自身は部会の参考の資料ということで理解しております。これが決して外に出るとかうんぬんでなくて、以前のイメージ図を基にやった場合にはこういうふうになりますよというところで理解していただく程度だと思っております。なかなか難しいですね、河川改修をどのようにやっていくかという問題は、多分この辺はいろんなモデルを示してもらわなければ我々も具体的なイメージは掴みにくいかなと思っておりますけれども、先程出ました優先順位、例えば河川でも神橋下流の中でも何を優先していくべきかという、最初に地域住民の安全を守るんだということじゃあ何から始めたらいいかというようなところを示すべきだという意見が出ております。その点についてはどうですか。今までの流れでは、一応横並びで全部書いておりました。基本案はそういうふうになっておりました。私はこれで基本的にはいいのかなって思っていて、どれをどういうふう最初に進めるかは今後の問題と思っておりました。ところが今日優先順位まである程度見た方がいいんじゃないかっていうご意見があって、それをきちんと部会報告にも書くべきだというふうに私は理解いたしました。如何致しましょうかこの辺は。はい、宮坂さん。

宮坂委員

資料の1は、私はこの程度で結構だと思っております。一つの資料としては数字的バランスこんなもんでいいんじゃないかと考えてます。いずれに致しましてもこの河川改修案がだんだん固まってくるとこの数字はまた変わっていくということから、基本的には河川改修案を審議する中での一つのデータに過ぎないという形で、そろそろこれから卒業して違った話の中で進めさせていただきたいと思っております。そのな

かでやっぱり優先順位を考える時には、最も危険を予測される場所から対応していくということがやっぱり原則ではなかるうかと思えます。その中ではBブロック、ここが昭和34年に決壊した場所ですから、上川の下流の中ではやはり一番危険な場所であろうと、そういうふうに私も認識をしております。全体から溢れるっていうことも一つの災害に対して大変危険な部分ですが、やっぱり一番大変なのは決壊ということですから。かつてそういうことが一番大被害をもたらしているわけですから。そこで一つ堤防の強化がここでは一番の問題になるだろうと。ここでは弱堤部、対策基本案の中には弱堤部の強化っていう形で名称が入ります。勿論そういうことは当然だと思えますが、総体的に現在の土の堤防でやっていきたいということが基本的な考え方になってますから、中にはブロックまで使わないでほしいと言うような考えの中で、総体的な強化ということが出来ないか。一つには外見的自然は残しながらなお且つ堤防の強化、総体的な強化、これを是非具体的に私がこうやれっていうものは勿論素人ですから無いんですが、いい知恵を働かせて頂けないだろうか。そういうふうに思いながら、やっぱり危険箇所、まず一番想定される危険箇所のブロックから対応していくということが望ましいと思ってます。

植木部会長

はい、分かりました。宮坂さんも基本的には優先順位を定めた方が良いついていうような考え方ですね。その場合には弱堤部の強化が第一に優先されるべきだろうってことですね。他にどうですか。はい、大西さん。

大西委員

今のB区間は、宮坂さんや小松さんと、私も同意見なのですが、弱堤部の補強の件で、前にも私提案してありますが、難破堤堤防についてです。今日の私の資料にも、昭和34年8月、台風7号時の鷹野橋の橋脚破損の写真が載っておりますけれども、この鷹野橋の下流の右岸側で決壊をしたわけですが、決壊の多くは越流によって、堤防の上から崩れて全部決壊したということで、国の今の方向としては、千曲川でも実験をしたりして実施していくそうなのですが、上堤部に難破堤堤防を一定の工法で実現すれば、決壊は事実上防げると。それから堤防の外側の堀のところに樹林帯を設ける。樹林帯をどの程度B区間の右岸側の外堀の方に、造るかどうかというのは議論があると思えますけれども、その両方を少なくともやれば、弱堤部の補強は可能であると思っておりますので、なお関連して提起をしておきたいと思えます。

それから予算の優先順位で、先程の資料2の件について発言させてもらいたいと思えますが、私の今日の発言用資料2の新六斗橋から河口間。これは部会の私たちの基本枠組みでは、河川敷は全面撤去ではなくて、治水を優先しつつも、市民利用や自然との整合性を図るという事で、この枠組みそのものは良いのですが、今回の県の財政ワーキンググループの試算としては、先程の資料の新六斗橋から下は全部河川敷を撤去するという事で計算されておりますし、これが今後かなり実現可能だとすると、優先工事としては河口から河床を掘削したり、河川敷をカットしていくということが予想されますので、新たに提言をしておきたいと思えます。河川敷(高水敷)全掘削に対する住民の要望として、更にこの間流域住民の皆さんとか、ワカサギ採卵業の漁民の皆さんから聞き取り調査をしたのですが、一番として、とにかく自然を保全してほしい。これは下から上まで全川に渡って自然を保全して生態系を維持してほしい。景観上、小動物、野鳥等の生息のためにということです。私もいろいろ考えて、この新六斗橋から上は基本枠組み案や財政ワーキンググループに提示した幹事会の工法で、先程のB区間は別として流下能力を高めるための工法は、基本的にはこれで問題無いと思うのです。下流については、新六斗橋から下は、高さは河川面までカットして、湿地化した葦原にギリギリして、巾は1/2から1/3残してはどうかと思えます。

それから一番としては市民利用。六斗橋から下に杉菜池区のゲートボール場が1箇所あり、更にラブリバ一計画で六斗橋の兩岸上下に面積的にはさほどありませんが、釣りコーナーが設けてありまして、下流地域では魚が一番生息している場所で釣りには好評の場所です。それから先程も言いましたけれども、左岸の河川敷内道路等を残すことを最小限考慮する必要があるのではないかと。

それから一番としては、ワカサギ採卵業が毎年3月から4月にかけて行われるのですが、現在の幹事会の素案で考えると死活問題になってしまうと。問題点としては、河口から400mの間ですが、河床掘削を現状よりかなりされると、いわゆる瀬が無くなってしまふ。それから現在の低水路巾が拡大されると、ワカサギがまとまらないという問題で、むしろワカサギ採卵業から言えば低水路巾は部分的でも狭めてほしいと。また、採卵作業用の河川敷面があるわけですが、これもギリギリ残して欲しいと。高さはいずれもカットして

良いそうです。そういうことで私もこれは考慮せざるを得ないと思っています。住民の要望や生活圏として。

従って、番としては、上記 番から 番による流下能力不足対策として、今までも主張してまいりましたけれども、余裕高の縮小とか、河口から 400m 間の堤防の嵩上げ、右岸側についてはかなりやっても良いのではないかと。その場合に、右岸堤防道路が今上川大橋の下をくぐっておりますが、これをやめて湖岸道路へ左岸のように取り付け部の変更が可能だと思いますので、そうすると流下能力がかなりこの 400m 下流で高められる。それからそれぞれ住民の皆さんもワカサギ採卵業の皆さんも予想される洪水量による河川敷（高水敷）の冠水は止む得ないと言っていますから、そういう事でどうでしょうか。

さらに最終的に、再び強調するわけですが、総合的には基本高水の見直しを、今すぐ合意にはならないと思いますが、80パーセント程度に見直せば、こういう問題も根本的には解決するという事で、財源とも関係しますので提言しておきたいと思います。

植木部会長

今新六斗橋から河口までの説明もあったのですが、大西さんも基本的には優先順位は作っていくべきだという考えでよろしいですね。はい藤澤さん。

藤澤委員

今まで部会長さんが作っていただいた基本的な枠組みについて五つ並べてありますけども、かなり優先順序を意識して奇しくもそうなったのか、この文面から見て一の所は当然当面のという字が入っているということから見てもこれはもう 2、3、4、5 と比べれば最優先ということを意識して書かれたらと思うます。そうすると先程の改修費の問題から見ても、なにかさっき 3 番目の橋梁問題は別枠でという意見も有ってそのとおりだと思いますし、それから用地費の問題も今まで議論してきた問題から見ればこれは最後の問題と思う訳で、予算の執行状況から見ても上から段々決まってくるものだろうと思います。それからやっぱり基本的な枠組みの優先順位も一があって一を補完するものとして二が有る。それでその他に三が考えられて四で決まっちゃった問題だと考えれば私はこの枠組みの考え方の中にも優先順序はあるんだと認識しているんじゃないかと思っております。

植木部会長

そうしますと基本案、この順番どおりで優先順位と理解すればいいんじゃないかという事ですか。この優先順位という事なんですけど具体的な優先順位、例えばちょっと皆さんとの考え方がうまく一致してないかもしれないんですが、私は改修の方法ではなくてここだよとか、ここが優先的にやらなければならないという様な話で聞いていたんです。工法云々はそれはそれとして、そこがもし特定されれば、ここは当然例えば浚渫ですよとか、ここは引堤ですよとかいう話になるだろうという風に私は思っておりました。具体的に B 区間だとか、これがまず優先されるだろうとかそういった場所場所の特定が優先順位として考えたらいいんじゃないかと思っておった節が有りました。それで工法の順位はその後について来るもんだと私思っておりましたもんですから、そういうつもりで理解していたんですが、いいですよ五味さんどうぞ私も頭を整理しながら進めますので。

五味委員

その問題は E 区間までの区間区分がちょっと楽すぎる気が私はするんです。それで、例えば B 区間を念頭におきますとあそこは引堤はないんですよ。有るんですけど。一とこあるんですけど。という様な事になりますと、あそこの引堤は決定的かどうかと私は思うところが有るんです。設計上の問題で私自身はどちらかということ、コンクリートを批判してきましたけども今の時代にコンクリートを使わないで多自然化しろというのはありっこないですから、有効な場合はコンクリートを使って引堤しなむような設計が出来るんならその場合当然コンクリートという事も有りうるんです。ていう様なことで B の部分を引堤しないで出来るような河床掘削ないし、河川整備が出来ればそれはそれで進めていいという意味だと思うんです先ず。ですからやはり順序の中には区間だけではちょっと大きな区分過ぎるんで工法と区間を入れなければならないと同時に特に上流部は同じような区間で例えば 200m なり 100m づつでも工法を全部変えた方がいい部分がたくさんあるんですね。上、下連携をとりながらそういう工事をした方がいい部分があるんですね。な

どなど考えていきますと、やはり工法とそれから区間を併用しながらもうちょっとするんならするとそうできなかったら最後の付帯事項の中へ述べると。そんな事を考えますが。

植木部会長

もう一回付帯事項を見てもらいたいですけども、ここで優先順位を入れるべきだという事で入れたんです。早急にやるべき事は何なんだというところで、河川改修は実は大きく二つに分かれておるんです。神橋の下流、神橋の上流というふうに私は理解して書いたつもりなんです。それで神橋下流は特に弱い弱堤部というところを強調して書いたんです。生命財産に影響を及ぼすと思われる危険箇所、そこを早急にこうしてくれと。それから神橋の上流部に関しては、通常の維持管理は着実に実施してくれという事がまずは優先される事なんだよというふうに書いたんですが、これでは不満だという事なんですよね。今までの話では。もっと具体的に詰めるという事なんですよね。だから私は何処まで具体的に言って、どういうふうにやっていいのか。だから優先順位を決める決めると言うから、もっと細かいところまでいきたいという気持ちなんだよと思っておりまして先程から伺っているんですが、この付帯事項だけではだめなんですか。ちょっとここを議論したい。だめならばもっと詰めるという事にしますし、これで一応いいというのであれば、これ以上優先については今後の議論の問題ですから、どうですか。高田さんどうですか。すみません。振って申し訳ございませんが。

高田委員

基本的に良いと思います。実際堤防の中身がどうなっているのかはこれから煮詰めていかなければあかん問題ですから、ちょっとこれもすごく大らかな数字ですよ。だからこの段階であんまり細かい話は出てこない。いっぱい疑問があります。例えば先程大西さんが鷹野橋のところで堤防が壊れたと言われたんですが、その当時は堤防がどれくらいのもんだったんか、現在では上に道路が走っていますから越流してもかなり時間稼ぎは出来るんです。そういうところか、形式とか、下流の方はかなり一様だと思うんです。だから上流の方の問題で清水さんが言われたようなごく平凡な維持に対して当然やらなくてはならない話と、改良という順番が有るじゃないか。それと、これは言い飽きたんで私あんまり言いませんけども、結局基本高水の問題。ですから神橋で再計算したら910m³/sになった、あれもカバー率100パーセントなんです。ですからほんとのところもっと少ないはずだ。大西さんが今日出された資料3の台風の写真を見ても、大量の水が流れているとは思えない。これピークかどうかは知りませんが、問題はこれ上流の木橋みたいなのが壊れて全部引っかかっている。だから基本高水に戻りたいんです。基本高水については言いあきたという事があるんで。

植木部会長

はい、五味さんどうぞ。

五味委員

ですから、付帯事項はちょっと文章を直してみたい感じがします。なお以下が最初であって、つまり上川の魚道の問題、或いは魚が棲まない問題、自然の問題というのはややダム問題がありましてこの地域に。ほとんど河川の改修に手がつかなかったという経過があるように私は思うんです。数字で表現出来ないですけども、皆そう思っていると思うんです。ですから、まず、川をもうちょっと面倒見てくれと、こうするとこの地方が安全ですよっていうんだと思うんです。一番の期待はこの委員会に対するですね。ですからあらゆる所で可能な部分では河床整理、護岸整理などを住民と話し合いをして頂いて、昔に返す事も含めて着手すると、表現すればそういう風になるべく自然化の方法であるいは、かつての河川を愛して皆使っていた訳ですから、この川流域全体は。そういう様な方向で通常の維持管理についての改善を着手すると、真っ先に。そして次に上川の下流の部分について、実はあまり強調すると論議が広がると思いましたが、先程の下流の決壊も有りましたが、前回笹原の所の上流の決壊の小さなのが報告されましたけれども、それ以外にも無数に有るんです、上流の決壊は。橋が流れたり護岸が流れたり田んぼが流れたりですね、いわゆる三四災害というのはね。それは当時の戦争中を含む全体の荒廃した河川があったからそういう状態です。それから改善されていますからね。今、同じ論議をしてちょっと宮坂委員に恐縮ですが下だけが決壊したという理解

で、そこが弱提部ということじゃないです。あれが改善されていますから、改善された上にまだどうするか
こういう論議ですからね。ですから表現は全て下流だけって事じゃないんですよ。そういう事もあわせて
ご配慮頂いた総合治水になるようお願いしたいもんだとこういうように思います。その意味でどうでしょ
うか なお以下が最初にやって頂くと。

植木部会長

この問題はそれぞれの立場とか、それから地域住民が何処が一番大事かというのはこれは中々こっちが
先だとは言にくい性格のものだと私は思っております、基本的には、例えばB区間に住んでおられる方は
基本的には弱提部が一番すぐにもやってほしいという様な多分ご要望が多いただろうと。上流部の方にとって
は上のほうの危険地帯やってくれ、結局自分が住んでる環境の中で判断ていうのが出てきますからそうしま
すとそこに優先順位をどうするかといえば、非常に難しいだろうと思っております。で予算がどの様につい
ていくかという事も有りますから、この優先すべき対応策は私はこれはこういう様な表現でいってこれが
先に書いてあるか、後に書いてあるかは問題ではないと思っております。上にくれ、下にくれていう問題で
はなく優先順位としてこの両面は同時にやるつもりで書いているつもりなんです、実は、そういうふうにご
理解頂きたいですがね。そうしないとうちが先だ、おら方が先ずだという事になるとまったく多分話はまと
まらないという事があるかと思えます。

それと基本高水、先程高田さんから言われております。これが実は基本なんです。基本高水問題は実は最
も重要でこれが決まればほとんどパッと決まってしまうという性格のもんなんです。従来どおりの114
0 m³/sで行くのかそれとも別な方法でやった場合には900なん m³/sになったんだよという。ここは実
は詰めたい部分ではあるんですね。基本高水問題というのは多分これにいってればもっと時間かかったん
だろうと私思っております。私はむしろこれは検討委員会に投げかけたい問題なんですね。基本高水問題、
実は国土交通省まで絡んだ問題でして、しかもそれぞれの考え方がいろいろ有って幹事会の方もこういう考
え方をしている、それから例えば、大熊さんも高田さんもこういう考え方をしている、あるいは松岡さんは
こういう考え方をしているという形で全くまとまってこなかったのが、これまでの経緯なのです。ここで議
論した場合に、じゃ、上川部会として基本高水は900なんぼで良いですよというのも一つ出す手は有るん
ですよ、実は、あるんですがこの意見として果たして実効性を持つかどうかという問題実は私は有るんだと
思うんですね。最終的には国との絡みの問題が出てくるが為に私はもう少しこんな事を言っただけなんです
けど、検討委員会という場で詰めて頂きたい。本当はここでやって欲しい問題なんですね。それでもってあ
る程度知事に対して提言もきちんと言ってもらい、それから国へもって行って欲しいと私自身は思っており
ます。ここでの役割は私は総合的治水案の中身をきちんとするという事、皆がこんな考えでいって欲しい事
と更に重要な点が有ったら、もう少し肉付けしたいというような所で、基本高水問題が上の方で改善されて
良くなれば、多分近自然工法の方法でどんどんいけると思えますよ。掘削もしなくて良いだろうし、それか
らゲートボールも残されるような気がします、私は、そういうふう思っております。もうここでは基本高
水へ行ってしまったら多分、我々のイメージしているところが具体化されないままにという事がございます
ので基本高水は検討委員会に投げかけたいと思っておりますので、高田さんそこらへんのところ一つよろし
くお願いしたいと思いますけども。

高田委員

この部会では今の形でやれば良いと思います。基本高水が変わるとかなり工事不要な箇所が出てくる、そ
れで十分だと思います。ただ現状でこの改修と更に遊水池とか考えたらべらぼうな金額になる。それでこの
川だけではなくて九つの河川があるわけですから全部こんな形で出てきたらすごい事になってきて何年かか
るか分からなくなってしまう。だから実現の可能性から考えるとこの金額このままでは無理じゃないかと言
うんですが、計画としては、今部会長言われたように基本高水の問題というのはこれは国土交通省まで行く
というのは当然なんです。何が問題かと言うと、これは大熊さんが何時も言っているんですが、国土交通省が絡
むダムが94ですか、中止になっているんです。その時に基本高水はそのままなんです。ダムを前提とした
河川改修工事が進んでいる箇所もある訳です。それで河川の計画高水を決める時にダムが前提になっている
わけです。ダムがなくなってしまうとその基本高水を変えない事には、つじつまが合わなくなってしまう
んです。それが問題なんです。この問題を国土交通省は先送りのような形にしている。ですからこの

基本高水の帳尻あわせというのは、非常に大事な話で、九つの長野県の河川の内、薄川は基本高水を下げる方向で考えています。それは多分日本で最初の基本高水の引き下げになるんじゃないか。基本高水を引き下げる様な提案というのは宮城県であるのですが決まっております。だから結局この形で先送りになってそれでしんどい改修工事を計画せざるをえない。だから我々は部会長言われたように基本高水の問題はかなり長期の課題になるかもしれないですけども、この部会ではこの1130トンという当面の形でやれば後は省略型にどんどん変わっていきますからそういう形でいいと思います。

植木部会長

そのようにご理解お願いいたします。小松さん。

小松委員

基本高水の考え方は今までの部会の進め方で良いと思います。これを下げるとか上げるとかという問題についてはかなりの専門的なものも有りますし、これから将来どういう自然現象が起きるかそれも予測しなくてはいけなく、下げる事によっては誰がどうやって何か有った場合責任取るんだと、いろんな問題を含めていきましてとてもこれはまとまる話ではないと思います。ということで今までの部会の進め方で良いと思います。次に附帯事項の中で解釈の仕方なんですけども、私の解釈は神橋下流の河川改修を優先としつつも上川流域全体の弱堤防及びその他住民の生命、財産に影響を及ぼすと思われる箇所についてある程度理解してた訳なんですけど、弱堤防以下も神橋以下と考えなくても良いんじゃないかということに考えれば、このままで良いかなと思います。以上です。

植木部会長

ありがとうございます。ちょっと基本高水の話に入ったのですが、それはもうしませんけども、多分今の方法では国土交通省では矛盾をきたすと私は思っております。そうしますといずれ基本高水の考え方が変わってくるのかなと思っておりますし、出来れば、検討委員会の中には基本高水ワーキングもございますから、その辺で色んな問題点を出してもらえば今後の国に対する考え方というのも一定方向見えてくると言うか我々はこういう考え方でいくんだというものを出てくるんだと思っております。ですからこの辺は一つ検討委員会のほうで、先程、高田先生も言われたとおりいけばよろしいかなと思っておりますので、基本高水は置いてきます。今出されました、上川流域全体の弱堤防という事で理解すれば問題ないんじゃないかということですね。確かにそうですね。この辺の言い回しをちょっと変えれば良いだけであってということですね。はい、清水さん。

清水委員

また蒸し返すと怒られるかもしれませんが、基本高水については今言われている不変的な基本高水の計算方法とか高い低いの問題についてはここで議論してもおそらく結論は出ないと思うんですが、ここでは僕が前から提示している長谷工の開発地に絡む、毎秒50m³の問題がある訳です。あれが途中で中途半端になって議論が切れているので、僕はここで結論を出すのではなくて、事実関係をもう少しきちんと詰めた上で今の貯留関数法の中でいわれている単に地表部の森林の保水力という計算ばかりではなくて、その地域、地域の山体の持つ地質的と申しますか、地下の貯留の問題もやっぱり基本高水の計算の中では、流出率の問題ですね、考慮していくべきだという点でこの奥蓼科高原の流出率の問題は、この部会では事実関係をきちんと整理したうえで判断は検討委員会に任せるといって僕はいいと思うんですが、そういうことはきちんとやっておきたいと思っております。というのはこの前、幹事会の方で僕に対する反論のような形で写真入りのものを出してきましてけれども、あれは全く事実と反する、重大な部分が2箇所もあるので私はこれを認める訳には到底いかないし、その辺はきちんと僕もしておきたいということが1つです。

それから今の優先順位の問題は、説明されればこの附帯事項で納得はするんですが、説明がなければ納得できないという文書では非常に困るので、これを読めば一目瞭然、優先はどういうふうになっているんだということが分かるような形に改めなければならぬと思うんです。特に一番最初の河川改修というところの神橋下流の河川改修を最優先としつつもという文章は、これはここが主になる訳ですが上川全体の流域の中で上川下流の河川改修が最優先だということにこれは明らかにとられてしまう。そういう中で弱堤防とか

何とか出てくる訳で、これはこういうことじゃないと思うんですよね、神川下流においてはという点で本当は、河川改修とその河川改修の中の弱堤部の補強というふうな問題が優先だと。上流部においてはまず、通常の維持管理的な障害物除去の仕事が優先だというふうにかなり明確に書けるんじゃないかと思うんで、誰が見ても注釈なく分かるような文章にやっぱり、僕は変えるべきだと思います。

植木部会長

すいません、文章が下手で。実は神橋より下流の部分はかなりここで議論されたんですよね。私はこの部分というのはかなり優先されるべきものだとして理解しておいたものですから、これはもう神橋下流というのはどうしても必要なだろうと、しかも基本高水は流れないんですよ、1/50であっても流れない部分があるんですよ。だからここはどうしても必要なだろうなというような話だったと私は理解しております、ですから、神橋下流の河川改修が最優先なんだよということをまず、1つおきたかったです。

今、出ているのは優先順位を決めるかどうかということですね、基本高水は置いておいて。今、清水さんから蓼科ダムの予定地の基本高水なんかも出ましたけれども、そういうのは置いておいて、優先順位のことと話を進めていきたいと、それで優先順位の附帯事項ではだめなのかという話ですね。これでだめならば直しましょうよということです。いいですか、この辺で話を他に振ってもらわないでいいのであればこれでいいということで、今、清水さんから注意事項を書くような文章ではだめだという指摘を受けました。じゃ直すかどうかという問題ですよ。この点についてちょっとお聞きしたいんですが。はい、両角さん。

両角委員

今、清水さんが最後の方で仰ったことで私はいいと思うんです。やっぱり神橋下流は河川改修云々というこれだけで受け取られがちなので、下流の方はこうやっているという意見でこれをやっても上流部分は堆砂や支障木を取り除くということと明記しておかないと、この間歩いて頂いても本当に40年もずっと神橋から上の方は大きく木が育ったまんまという状態なものですから、あそこの堆砂と支障木を取り除くことによって、前々から言われていますように大分流れが変わってくるということもあります。だからそれも通常の維持管理に入るですけれども、しっかり明記しないと通常の維持管理というと葦を刈るくらいと解釈されても困りますので、そこは上下で平行してしっかり書いて頂いたら、これで附帯事項は納得いくようになるんじゃないかと思います。

植木部会長

要するに、神橋より下流については弱堤部を優先するということをはっきりさせるということですか、そして神橋より上流は通常維持管理ではだめですか。

両角委員

通常維持管理だけでは逃げ道があると思います。

植木部会長

そうですね。堆砂とか支障木というようなふうに具体的に書いたらということですね。他に、はい、五味さん。

五味委員

神橋下となると、直下が一番簡単にやれる堆砂等々の今、両角さんが仰った部分なんで、どうももともと神橋に高水の基準点があるのがおかしいんです、上川にとっては。だからもうちょっと細かく表現できないかなと思うんですが、神橋周辺くらいにして、その下も入るんだと。すぐにでも取り掛かれる河床掘削とかちょっとした河床の処理とかそういうことはという理解が必要かと思うんですが。私は前からE区間までについて曖昧なことを言ってきましたけれども、あの区間設定が橋だけなんですよね、橋を基準にしてみんな区間設定をした部分が多いものだから。そういうことで、この場合、神橋については神橋周辺くらいにしてそれで広げると、それから例えば、下流の弱堤部というふうにする。あるいはむしろ引堤まで考慮した部分について考えると、それ以外の部分は将来引堤を考える場合、ことによるとこの見通しは高水が

変わる場合があり得る。日本中で変わるかもしれないけれども、少なくとも県内は変わるという想定をしますと弱堤部は引かなくていいんですよ。おそらく一番先。それはこの附帯事項の中でありますように計画を検討していく訳です。予算でいえば、お金まで付けて調査測定をしていく訳です。そういうことになっている訳ですから、その段階で引堤をやればいいんですよ。やる前にちょっと手を加えてくれというのはいっぱいあるんです。それはやって頂いてもいい。例えば、ゴルフ場を皆が合意して、マレットでも下のゲートボールでも何でもいい、もう少し低くしていい。或いは、わかさぎの皆さんがもうちょっとここは低くするならこういう工事をしていいというのなら、その分はやっていいんですよ。そういうものを入れるとなるとこれは通常の維持管理にちょっと加えると周辺の改善くらい言葉を入れて、というのは堆砂、それから支障木、更に鳥や虫のことを考えていく、或いは魚のことを考えていくという表現をするとすると大変だから抽象的でもいいとここは。というぐらいでもかくここは全体に関わる優先だと思えます。

植木部会長

ちょっと5分ほど休憩しましょう。それでいい案、この表現、これでいいという人もいれば、変えたいという人がいますので、特に変えたいという人は、あまり細かいところまで言わないでいい表現があったら考えてください。ちょっと、休憩を取ります。

- 休 憩 -

植木部会長

そろそろ時間となりましたので再開したいと思います。今、一服しながら考えましたのでお聞き頂きたいと思うんですが、河川改修の部分ですね、これは神橋というところで区切ったところがやや問題があったのかなと思っています。ずっと神橋下流、上流でやってきたものですから、どうもその辺に引っ張られてこういう書き方をしたんですが、河川は実は上流から下流は1つなんですよ。そういうふうに考えるのであれば、別に神橋なんていう表現を使わずに上川流域の弱堤部及び通常の維持管理を必要とする堆砂、支障木を優先的に実施するとしてしまえばいいのかなと私は思いました。いいですか、それで。別に神橋に拘らずに弱いところは上流、下流どこにでもあると。それはまずやってほしいということと、それから支障木とか堆砂があるところは上流も下流も神橋の下もある訳ですから、そういうところも含めてその部分はやるべきだというような表現にすればいいということで宜しいですか。ご意見があれば言って頂いて宜しいですけども。それではそういうような表現に変えますので、その書き方は任せて下さい。要するに上川上流下流全部を一貫として見て、表現を書き直しということにしますので宜しくお願い致します。

すみません、優先すべきところで時間を取らせてしまいました。それで、次の話に進めたいと思いますが、先程、清水さんの方から基本高水の話が出ましたけれども、ちょっとそれ時間を見ながら、やるなら考えますけど、その前に前回、公聴会がありましていろんな意見が出されました。そのことを今日の本題にしたかったんですけども。多くの方に、多少時間が余りましたので再度発言してもらったり、それから他の人にもいろいろと行ってもらったりして、延べにすると40名ぐらいにいったらだろうと私は思っていますが、その中でいろんな意見が出されて、その公聴会を受けまして皆さんからこういったことを最終報告案に取り入れるべきだというようなところがあったら是非、意見を出してほしいと思っております。残念ながら公聴会は1回しか出来ませんでした。また、他の方法、言ってしまうと、諏訪市でももう1回公聴会をやってもいいだろうとか、それぞれの地区へ行って話を聞いたらいだろうとかという意見も出されております。残念ながら時間がなくて1回の公聴会で終わるような状況にあるんですけども、本当に市民の方々の意見を吸い上げるのならば、もっともっと我々はその辺で努力すべきだったかと思っております。それは反省点として心に刻んでおきたいと思っております。如何でしょう、公聴会を受けて皆さん方も考え方も新たに出た部分もあるかと思えます。そういったところの意見を出して頂きたいと思っておりますが如何でしょうか。はい、両角さん。

両角委員

公聴会で思ったのと同じ意見と、あっそうかという意見もいくつか頂いたような気がしました。その中で私たち上部に住んでいる者は、水田の問題はこれから真剣に考えなければならないということもあります。

そして、あの中で水田に貯留するという事に疑問を持ちながら賛成をしてくださったという方もありました。あの方たちの意見の中に1つは上場沢の上の方に溜池がほしい。そうすると治水と利水の両方にいいんだという意見はお二人ぐらしかあの場合では発言される方はありませんでしたけれども、その後ろには多くの住民がいるんだということを私は感じておりますので、この問題はとても大事に取り上げなければならぬと思いました。それから、森林の保水力は30年40年前より随分変わっているということをしかりと見て、広葉樹を植えればその葉っぱが吸う水の量という細かいことのお話もありました。そんなことを受けながら、河床整備とかそういうことは出ておりました。あと、水と緑の基金制度を設けたらいいんじゃないかという意見がありました。緑の基金というのはありまして、私たちが消費者運動をしている時にも参加しておりますけれども、それはただ木を植えるだけの方へまわっていくのがほとんどなんです。それでやっぱり、この水と緑の基金制度ということから、設け方はこれから検討することですけれども、そんなものを設けながら上川を愛するこの地域の住民の人たちが自ら参加する。そして、自分たちもたとえどれだけでも募金をしたことによって河川改修なり河床整備なり水害や治水・利水に貢献しているんだという気持ちを持ってもらうためにも、こういう基金制度も悪くないなということを感じました。

それから、最後にもう1つ、3人ぐらいくらいですか意見がありましたけれども、天竜川から放流していく400m³/sが600m³/sになるのはいつかとかその問題を解決すれば、諏訪湖の水位が下がる、基本高水にも関係してくるでしょうけど、そういう大きな諏訪湖が水がめと考えると、まずそこが大事ではないかという意見がありました。これを是非、検討会ですか、国に通ずる上の方に、いったい400m³/sから600m³/sというお話はどういうふうになっているのかということをお聞きしたいですし、そんなことを思いました。以上です。

植木部会長

はい、ありがとうございます。1つ目に今言われたのは、上場沢の話ですね。お二人から是非、利水という面であってこれが治水にも関わっているんだということで、この辺は溜池みたいなのをということで要望されております。これは我々も現地検討会で見て、そして柳平さんから説明を受けました。それは重要な点だろうと私も思います。

それから、水と緑の基金というのはどうかという話もありました。基金制度というのは私は基本的には賛成ですが、これは我々の林学の世界でもいろいろ問題になっているんです。森林基金制度というような、例えば、上流の人が一生懸命、山を作っているけど、下流の人はもっと協力してほしいということがありまして、今日の新聞でしたか、高知県において橋本知事が緑の基金制度を導入するというような話が出されておりました。そういう意味では時代の流れかなと思っています。但し、それはそれで大いに結構なことです。例えば、我々の世界では国の予算の問題ということがあるんですね。どこに重点をおいた予算配分なのかということがいつも議論されるんですね。例えば、公共事業にあれだけやっているんだしたら国がきちんと責任をもって広域性を持つ森林に対してもっと税金を使ってもいいんじゃないかというような議論、市民の人たちが、今でも大変な状況の中で更にお金を簡単に市民から2重取りするのかという議論があったりするんですね。そういう意味ではもっと国が全体の国土計画という中できちんとしたこういう森林整備に対して十分な支援策、或いは資金投入ということを考えてくれれば、私は基本的に済む問題だと思っているんですね。ただ、そういうようなご意見も確かにありました。そういう動きもあります。自分たちがお金を出してそれで参画していくというようなことがあります。それも1つの考え方だろうというふうに思います。

それから、釜口水門の問題、これは大きいですね。これは我々の基本案の中でも釜口水門のことには触れております。早急に水系、一貫として強く要請してほしいんだということは入れております。

他にどうでしょうか。どんなことでも結構でございますが、感想でも結構です。はい、清水さん。

清水委員

感想の一番は、全くダムを造ってほしいという意見は出なかったんで、何か気の抜けたような気がしましたけれども。それだけ今までのこの10何回の部会のいろんな論議や報道の中で、地域住民もまたかなりいろんな面で勉強をして、我々がこの部会の中で一致してきたような方向が住民ベースでも世論として形成されているんじゃないかというようなそんな連帯感みたいなものを感じましたけれども。総じて、この部会が提示した基本案に対して、ほぼ全体として支持するという事だったと思います。中には具体的な点で我々

もこれから参考にしていかなければいけない問題もいろいろある訳ですが、開会の時に部長も仰られたこの部会が終わった後、実際に上川の河川改修が実施されていく過程でも基本案に盛り込まれている住民参加という問題ですが、それにも公聴会の再発言の意見の中でもかなり踏み込んだ提案がされています。この資料によると、上川流域住民会議、住民相互の意見交換の場などを立ち上げてほしいというような形で踏み込んだ意見が述べられています。私もこれは大賛成で、やはりこれからの治水、治水に限らずですけども、いろんな事業に対して住民とか専門家とかそういう人たちの意見がもっともっと反映されるような方向で行政と政治と全体にタイアップしていくような形で上川治水がもっとより良い形で出来ていけばいいなというふうに思っていますので、それには今年1年間、本当に頭を絞って頑張ってきたこの部会の皆さんが、これは強制する訳にはいきませんが、自発的に何らかの中核的な部分を担って今後の治水に関わっていくようなそういう組織が出来ていったら、これは非常に1つの上川モデルとして素晴らしいことじゃないかと思えます。具体的にどういう方法がいいのかはまだ、よく分かりませんが、大雑把な点でそういう提案をしたいと思えます。

植木部会長

はい、ありがとうございました。只今、大変重要な提案があったと思っております。上川部会がいよいよまとめの段階にあります。これを今度は具体化していく際に今、清水さんの表現ではどうなるかは別として、今までいろいろと頭を捻ってきたこの部会員の皆さんも積極的に参加するような形で、引き続き検討するような、協議会というようなものですか、それを県の方も含めてということですか、それから市町村、地域住民も含めてこの基本案を実現するような方向で更に議論をするような場を設けたらどうかということですね。他に如何でしょうか。はい、宮坂さん。

宮坂委員

宮川の取懸の問題がここにも1個入っているんですが、この流量配分、宮川の河川整備が既に出来ていますから、そう簡単には改修は出来ないとその中で、宮川の上流、これは溜池等という意見も出たんですが、やっぱり、上流の利水、それから治水の整備ということも含めて考えていく必要があるだろうと、この間のご意見のとおりだと私も思っております。下流の河川改修が出来ない限りは、この流量配分を見直すということになれば、やっぱり、上流の利水・治水の整備ということが必要になるかと思っています。

植木部会長

どうもありがとうございます。宮川上流に関しては、実はここでは具体的な話は載っていないんですね。当然、その辺も考えたらどうかという意見もありましたね。宮川上流、ここは我々もあまり議論を深めなかった部分ですね。確かに。ただ、いろいろと溜池だとか貯水池の充実という時には、宮川上流域も検討されるべきだというのは確かにそういうご意見もあったかと思っています。宮川上流域の問題ですね、治水・利水対策としてももう少し見えるような形にしたらどうかということでございます。

他に如何でしょうか。はい、小平さん。

小平委員

先日の公聴会は本当に多様な立場からご意見を頂いて、その中から1つの特徴としては、やはり夔科ダム建設計画中止、本当にうれしいという声がたくさん上がったように思います。もう1つは、お金のかかる用地買収が伴うようなことは絶対必要な最後の手段ではないかというご意見、そして今ある森林、それから多様な発想という中で水田に対しては本当に素晴らしい発想だというご意見とそれに伴う心配やらまだ理解できないというご意見もあったと思いますので、基本案の中にはもう少し水田貯留については理解出来るような補充が必要ではないかというふうに思いました。

もう1つ私は、この附帯事項の中に付け加えるかどうかは別として、この基本案の大きな特徴は、経済性、本当にお金を掛けなくても、河川改修にしてもそれから流域対策にしても今ある森林、今ある川を本当に自然を取り戻すという立場から手を入れることによって解決していく部分がたくさんあるということで貫かれている基本案だと思うんです。私は委員の一人として何回か参加する中で県の財政が困難の中で絶対に絵に描いた餅にさせたくはないということで先程も優先順序という問題も出てきていると思いますので、

本当にお金をかけなくても出来る部分を優先させるし、また、大事な自然を再生してほしい。それには河川改修の場合には必要な事項の場合にはお金をかけなくちゃいけないんですけども、1つは今の県財政を鑑みて出来るだけお金をかけなくても人間の手で住民参加も含めて、事業自体も中小の地元の業者の仕事に繋がるような形でやっていきたいということもちょっと入れて頂きたいという感じを持ちました。

植木部会長

それは附帯事項の中に付け加えたらいいということですか。そうではなくて。

小平委員

それが特徴だし、実際に手を付けてほしいんです。

植木部会長

はい、分かりました。他に如何でしょうか、柳平さん。

柳平委員

大変好評を頂いて、高く評価頂いたことは、お互いがこのことについての今後の責任を問われると、そういうふうに感じました。それで、言いつ放しでこれで検討委員会に上げたからそれで終わっていいのかどうか、私たちがここで言ったことをどういうふうを実現して貰えるのかどうか、それを誰が検証してやってくれるのか、先程もそういう意見が出ましたけれども、やっぱりそういう協議会というか、実行委員会というか、そういうものは何らかの形で実行に移す会を設けないと本当にただここで終わってしまう。私も五十嵐さんが言ったことに非常に関心を持ったんだけど、これは何月、何年にはこれをやれとそういうふうにしなないと本当にこの財政、緊迫した中で、知事がやらないことは可能だとまで言われた時に水田貯留の問題はもう言わないほうがいいのかないふうなまで、私は思った次第です。ですから、やっぱり予算付けはどうやってやってくれるのかということまで見届けるそういう会は何らかの形で立ち上げる必要があると思います。

もう1つは、水田貯留の問題で大変きついご意見も頂きました。私、そのとおりだと思っています。でも新しい構想を打ち出すにはそんなに簡単に、何遍も言いましたけれども、賛成ではあってもいよいよ自分の田んぼに水をかけるといったらいやだというそういうことは、非常に出てくると思います。ですからそれについての、もし水田貯留で被害が出た時には責任を持って、国権の中でその補償というか、費用は持ちますよというものが前提でないと話は進んでいかないと私は思います。そういうふうは何らかの形で、形をあげるといふか、形を残す形で説得に向かって貰いたいと思います。

それから、私の立場が豊平のほ場の委員長という立場もあって、そのダムと豊平とのほ場との関連があっただけの土がなくて、工事が今日もまだ延々と続いている。知事が16年完成を目途にするということまで断言してくれたので工事は進むと思いますけれども、今日まで延々としている中に地元の地権者に見れば、非常に怒りを持った気持ちの中でほ場整備の完成を待っているというのが地権者の本音でございます。そこら辺のこともここで付け加えることが可能であるならありがたいと思いますけれども。市長さんからはあなたのいうことは分かるけれども、これは全体の上川ということで協議することだから、あまりきついこととは言わないとそれまでは口止めはされているのが現状です。私だって、これだけの水田貯留をするのであったらきちんとしたことを出した上で、水田貯留をしていきたいです。でも、やっぱり全体の流れの中でいかなれば、それも1つの流れだとそういうように思いますけれども、以上です。

植木部会長

はい、ありがとうございます。言いつ放しで終わらずに、具体化するもの、形あるものに今後もやっていかなければだめだということですね。先程、清水さんから言われた何らかの協議会みたいなのを作ったらということとほぼ同じ考えかなと思っています。

他に如何でしょうか。はい、清水さん。

清水委員

先程、宮川の問題が出た後、そのまま他の問題にいつてしまったんで。宮川の問題は公聴会でも意見が出まして、この部会ではかつて、宮川と取翻川の流量配分の見直しということで宮川の問題を結論付けている訳ですが、これは基本案の 項の に明記されているので、宮川の問題は下の下流も関係する訳ですが、取翻川との流量配分だけでいいのかという、このあたりもうちょっと検討し直して、別の文章にした方がいいかと思います。特に公聴会の意見としては流量配分をして宮川に大量に流すということは非常に難しいという意見も出ているので、流量配分の見直しということだけではちょっと的を得ていないというような気がしました。それだけです。

植木部会長

どうも、ありがとうございます。じゃ、小松さん、どうぞ。

小松委員

公聴会の意見などを聞きまして、かなりの人がほとんどといっていいくらい部会案に賛成して頂きました。そういう中で単に蓼科ダムが中止になったから良かったということではなくて、これはこの基本案の一部ではある訳ですけども、基本案全体に対しての期待があつての賛成と感じております。ということは、この案の中で蓼科ダムがなくなったということは事実ですけども、他の対策があつて上川の治水・利水の可能性が出たということに対しての意見だと思っています。ということで、是非これを実現しないと蓼科ダムが中止になったということに対しての実質的な賛成にならないんじゃないか。治水・利水対策が出来てこそ本當の賛成になるかなと感じています。ということで、先程から出ていますけれども、賛成してくれた皆さんに対しても如何に実現するか、そこまで考えた方がいいかなと我々が実現できる訳がないんで、そういう意見を踏まえて答申をした方がいいかなというふうに考えています。

植木部会長

はい、ありがとうございます。実現、そこなんです、問題は、はい、他にご意見如何でしょうか。はい、五味さん。

五味委員

1点、検討をお願いしたい点は、今まで洪水対策の論議をしましたがけれども、通常時の河川を見直すような論議は、私は不十分であったように思いました。皆さんはいろいろご検討頂いたかもしれませんが、その1つに雪害対策に河川の活用をという提案がありました。これはつまり通常時、ちょうど今頃河川にとっては、冬は通常時の代表みたいなものなんです、春までは河川の静かな状況が続くわけですが、その時に雪害は切実な問題の1つになっているんです、この地方では雪害は大雪の害です。その場合に雪捨場に利用するという提案がありました。あういうことは配慮して答申書に書くことがこの会への期待だったように思いました。大勢の方からいろいろお話がありまして、あとちょっと感想的に申し上げて、すぐ考えがまとまらなくて恐縮ですが、3点ほど申し上げたいと思うんですが、1つは、私は総合治水というのはこの会の討論の中でいつのまにか生まれてきたと思っていたら、河川局、或いは土木関係の専門家の方は使っているんですね。その使っているのとこの会の答申のとやや違うように私は理解しました。それで一部の専門家、そうではないという批判もあるんですけども、工法技術を総合的にするのが総合治水だと。例えば、石材だとか木材を使うようなセメントじゃない広い意味での材料を使つての工法をするのが総合だと、こういう意見があると私は読み取っています。もう1つは高水計算技術。つまり、河川行政技術の総合化。というふうに限定された主張をされる方たちがある。私は浅くて恐縮ですが。私どもの総合とは違うだろうと。私どもは地域全体であるし、自然全体であるし、流域全体であるし、住民全体の問題を考える総合だったように思うんですが、私の感想は、そういう意味では、ここでは皆が考える総合であつたように思いますので、時によると専門家は技術的に或いは、河川行政の部分に絞って総合を理解されないような、これからの行政の皆さんへお願いを含めてちょっと感想を述べさせて頂きました。

次は環境保全、特に工法ですが、これは先程係長さんでしたか、良い話を頂いてしっかり勉強されているなど同時に、更に一層こういった勉強をお願いしたいですが。また、もう一度印象的な話をしていけないん

ですが、自然作りの発想は自然の石と自然流れを利用する治水で、私の見たところでは山梨は既にやっているらしい。他の県でもやっているんですが、この辺だと諏訪地域を見ますとどうもほとんど感じられないんです。その一つとして私の目に付くのは、ほ場整備行政の中へ自然石の取入れをだいたいご苦労されているように見えました。ご苦労あるんですが、感謝申し上げたりするんだけど、まだあれは動植物等にはちょっとまだ配慮が不十分というか、まあ切り無しですがお金も掛かることですが、このような自然工法についてはこの地域は総合的に研究しなきゃいけない地域ではないかと私は感じました。私が遅れているのかも知れません。そんなことを感じましたんで魚道の問題、鳥の問題、野鳥の問題それから葉っぱで計算された発言者もありましたが、あんなような自然問題についても深く考えていかなきゃいけないあと私は感じた次第です。それから最後に財政ワーキングの皆さんの算定出来ないっていうたくさんの項目がございますね。これについては、公聴会での発言は公表が充分でなかったことがあるんでしょうか、あまり無かったんですが、私は算定出来ないというのは逆にほとんどお金が掛からないと理解していいようなものですから、そういう表現していただきたいと思うんです。億単位の予算じゃほとんど無いと思うんです。だから判定出来ないというのは、億の判定は出来ないけれども、コンマ以下のもありましたけども、その程度だと思うんですね。だからもう少し表現を変えてやっていただく方法が無いのかどうなのか、素人の意見で恐縮ですが、例えば算定するには費用はそう掛からないとか何とかしてもらいたいと、これ感想ですけどまあそこまで直す論議をやると大変だということで、検討委員会で挙げたところでご論議いただいてもいいことですが、そんなふうに思いました。以上。

植木部会長

財政の提案というのは基本的には具体的なものと算定しやすいというのがあるんですね。要するに今までのいろんな単価とかありますから、それをこうポンと押さえればこういうふうに出るよという。我々が具体的なものを出さなかったという意味で算定出来ない。算定出来ないが、それじゃあ費用は掛かりませんよという話ではないんですね。むしろ財政ワーキンググループを困らせたのは我々部会なんです。正直言います。いろんな新たなことを取り入れようとしてやっている都合上、どうしてもそういうようになって来ちゃったという事ですね。他にいかがでしょうか。

藤澤委員

上川部会ですから当然上川のことで議論するのはあたりまえのことであり、そして蓼科ダムは中止になったという結論が出るのも私は当然のことだろうと思いますけれども。それでこういう結果が出たというのは、私は諏訪地方の郡市民の中の良識派が発言し、そしてそういう意見が通ってきたんだと、こういうように私は感じております。それで発言の中にも、文章発言の中にも、日本の問題だけでなしにドイツだとかデンマークだとかっていう話も出て、本当に今後どうあるべきかと言うような視点から発言なさる方もいらっしゃった。確かに19世紀後半の産業革命以降、人間の技術革新というものは人間の利便性をもたらしたことは事実だと思うんですね。しかし果たして20世紀の後始末の問題が今こうやって議論されているわけだと思えますけれども、本当に今後21世紀から22世紀にかけて、地球をどう残していくかっていうような視点も私は必要じゃないかと。それでこの議論をしていく中でイメージ図を巡って、基本的にはあの点で一致したんだけど、しかしコンクリート多投型工法は当然否定されるわけなんだけれども、しかし近代工法だといえどもまだちょっと待ったをかけなきゃいけないとか、検討しなきゃいけないっていう意見もあったとおり、確か今後の問題として本当にその人間の経済活動が、人間に対しても、地球に対しても本当に優しいかどうかという点で、22世紀まで地球をもたせることの出来るような、やっぱりそういう長いスタンス、100年、200年というスタンスをもって、やっぱり上川問題が発展させ検討されそしてそのことを見届けていくためには、発言者からも意見が出されたとおり、ここにいる特別委員として関わった皆さん、それから幹事としてさまざまな資料、意見を提供なさってくれた皆さん、それから傍聴者や表現者の皆さんを含めて、本当に私は人間の経済活動が22世紀の皆さんに対して、21世紀の初頭から良く頑張ってくれたと、こういうようなやっぱりスタンスや提言や活動がこれからされていく必要があるんだなっていうようにそういう感想も一部持ちました。

植木部会長

有難うございます。そうしますとあれですか。21世紀の環境視点だとか世界的視点をこの最終部会答申に入れてほしいということですか。入れるべきだということですね。はい、小松さん。

小松委員

ちょっと先ほど発言させていただいたんですけども、我々のこの治水利水対策案を検討してきた基本的な考え方、姿勢なんですけれども、結果的にこうなったということだと思います。結局上川部会で治水利水を検討する案がいろいろ出された中で、ダムでという話もちよっとあったんですけども、それがなくてもできるという結果においてダムは必要でなくなった。だから最初からダムを造ろうとかダム反対とかいうことでなくてできたんじゃないか。基本的なスタンスはそこじゃないかと思ってます。ということでダムを反対してた人、あるいは造ることを推進してた人そういう人たちがいいとか悪いとかって言う話はなくて、結果においてこうなったということでもって是非考えて行きたいと思います。

植木部会長

ダム推進ダム反対って言うところの問題では私もないと思っております。今こういうふうに言った結果、これから新たに作っていくという視点で、お互いがその辺はこれからひざを交えてというか、私はむしろもう基本的なこういった議論の中でかなり地域住民の方はですね、その辺はいろんな意味で新たな方向というのがこうなだってことを実感してきつつあると思います。そういう意味で私はダムありダム無しという表現は私はもうあまり使いたくないって実は思っておりますけども。はい、大西さん。

大西委員

それでは今までの公聴会の意見や皆さんから感想で出されたことについては、それぞれ私も理解しますので重複は避けてですね、もう一つ私が印象に残ったのは河口から全川に渡って、上川の自然を保全する、生態系を連続的に維持するという意見が専門的な立場からかなり強調されまして、非常にそれを印象深く、私も共鳴するわけです。この基本案では基本方向の中に、上川流域は良好な自然の維持と豊かな人間形成の場として云々、というふうにもそもそも書いてあるからこれに全部消化するといえば良いのですが、の - 1 の の中で例えば、神橋より下流域について、河川敷の利用との整合性については書いてあるけれども、生態系の維持との整合性については書いていないので、私は重要な視点なので具体的に触れた方がいいと思うのです。私の先ほどの発言用資料を見ていただきますと、現在の上川はそもそもですね、神橋といいますが取瓢川の合流点から河口までは、昭和の始めから昭和の12年ごろまでに、現在の川が改修といいますが、造られたのです。そのときの姿が新六斗橋から下がこのような河川面であり、高水敷をわざわざ造り、更に両側に堤防を造りました。そのとき、これは昭和16年に食糧難で河川敷を使って耕作をしたという状況が書いてあって、これは取瓢川合流点から下流は全部こういう状況です、始めからそもそも。現在もほとんどこの形状は残っています。上に行くほど河川敷の堆砂と乾燥化が進んでおりますけども、この状況です。これは先ほど私が新六斗橋から上の改修については現在の幹事会の案や、この間の財政ワーキンググループの案で基本的には良としているわけですが、新六斗橋から下について全部これをとってしまうということについては、やはり重大な上川に対する、予想洪水があったにしても冒とくになるので、我々としては基本的に維持するということです。将来的には茅野市域を含めて、上川そのものが諏訪地方の広大な自然河川として、今日の我々のこの実施を乗り越えて考えていかなければいけないと思いますので、この基本案で触れていく必要があると思います。それから水田貯留について、この基本案の表現でいいと思うのですが、該当地域の水田の方からの誤解で、わざわざあそこの圃場整備済水田に洪水量を流し込むような印象の誤解がありましたので、これはそうではなくて水田に限らず全ての流域に1/100の降雨が予想された場合ということでやっております、20cm貯めれば200mmの雨量をですね、県の基本高水の根拠になってます二日雨量は1/100で305mmですから、それが降った場合に200mm程度は、上川とのピーク流量をずらすために貯留するということです。私の考えでは数時間貯留して数時間で自然に排水をするということが可能で、実質的な被害というか、農民の皆さんの心配は無いというように思っていますので、まずその実証をですね、今後1年間ぐらいかけて行うということで高田先生などもアイデアを出しておりますが、そういうことを出来れば付け加えて、農民の皆さんが誤解を招かないような表現がもし出来たら、検討して頂きた

いというように思っています。それから跡地については、ここは情報を公開して住民と検討するというふう
に書いてありますけれども、緑のダム構想が共通して出されましたので、もし部会で一致すれば緑のダム構
想の概念についてもいろいろありますけれども、一定の一致した表現で緑のダム構想等位で跡地利用の方向
付けがされれば良いのではないかと思っています。あと過大な基本高水の再検証問題が提起されてきて、こ
れは我々のこの基本案の - 1 の でこの件について触れておりますからこれでいいと思いますが、基
本高水の再検証について気になりました。もう一つ五八災害に伴う上川を除く諏訪市域の河川改修がこの間
莫大な投資と、それから莫大な期間をかけて行われてきて、本当にこの河川改修でいいのかどうかという安
全面も含めて疑問が提起されてきて、これは私も河川改修を今度の上川でこのまま引き継ぐということは大
変問題を残しますので、河川改修の安全策とかよんだ河川ではなくて、せせらぎのある河川に少なくとも
するという、そういう河川改修の視点は出来れば基本案の文面に加えていただければと思っています。以上
です。

植木部会長

有難うございました。当日出席されました皆様から一応感想や意見を述べていただきました。公述人の方
はほとんどですね多少疑問になる点、特に水田貯留の問題それから上流の溜池の問題も含めて、いろいろ意
見やそれから疑問点も出されておりますが、非常に私は皆さんがこの案に理解を示してくれたというふう
に私自身も感じました。この方向がですね具体化すれば、なお素晴らしいと確信した次第です。これはあく
までも基本案ですから、どうやって具体的な絵を描いていくかっていうのは、まさにこれからですね我々が、
我々がと言ったらおかしいですけど、この地域に住んでいる人達がまた何らかのそういった問題を検討する
ような場を設定していかざるを得ないのかなというふうに確かに思います。それが無ければ言いつ放しの無
責任状態になっちゃうかと、それでは多分誰もこの部会の信頼、あるいはそういったものに対してですねも
うがっかりくるんだろうというふうに思います。とりあえず皆様から言って、大体もうお腹も空いてまい
りました。そろそろ昼休みしてですね、また午後からですねもう少し現在の公聴会のことについて、皆様か
ら出された意見についてですね少し深めながら、そして明後日の検討会のことについても少し議論してみた
いと思っています。開始時間は今25分ですが、1時15分からでよろしいでしょうか。じゃあ1時15分か
ら午後再開しますのでよろしくお願いいいたします。有難うございました。

- 休 憩 -

植木部会長

それでは午後の部再開いたしたいと思います。午前中はいろいろと公聴会を踏まえて意見を伺いました。
それでこれからこの基本案についてですね、是非とも修正してほしい、あるいはこういう意見も取り入れて
ほしいというものがございましたら、意見を出してもらいたい、そういうふうには思っております。それでこ
れで基本案は確定したいというふうに思っています。ただ文章はですね、ものによってはこちらにお任せして
もらいたいものも出てくるかと思えます。それはそのときに話したいと思いますが、いかがでしょうか。基
本案、午前中もいくつか出されておるわけですが、皆さんの合意できる部分でこれを最終的にまとめたいと
思いますが、はい、小平さんどうぞ。

小平委員

午前中委員の中からも公述会からも意見が出されておりました。今後これを実現するため、住民の意見を
反映する機関が必要ではないかというご意見がありましたので、私とすれば付帯事項の住民参加という一
つの中へきちっと入れていただければということで、お昼休み2、3の委員の方ともご相談しながらこんな
ふうにしただけけれど、「今後河川改修及び流域対策を進めるにあたって、住民参加の一貫として上川流域推
進委員会のような機関が必要である。」これを入れていただきたいということと、もう一つ先ほど申し上げま
したように、水田貯留に対する疑問や意見が公聴会では出されました。それで第一番目の - 2 のほ場整備
済水田の一番最初にある、水田に洪水調節機能がありますけれども、最初に一般住民がこれを読んだとき
洪水調節って言うことで、イメージとしては大変なんか水田がえらいことになるっていうイメージを受けます
ので、もっと丁寧にこの水田貯留を説明した方が良いんじゃないかということで申し上げますが、その前

段を変えるわけです。「1 / 100の確率相当の降雨が予想された場合に、流出抑制として水田貯留を工夫する」というふうに、予想された場合には流出抑制としての機能を果たし、水田にそういう機能を果たすっていう意味です。で、これは水田洪水調節機能と言うふうにも書いても良いですけども、そんなふうにも説明した方が良くないかかってことでまだちょっとまとまりませんけれども、意味としてはそういうことをここで分かりいい言葉で説明された方が良くないかという意見です。以上です。

植木部会長

有難うございます。2点の指摘がございました。一つは付帯事項のところですね。いろいろと多くの方から現実に対応していかなければならないということで、何らかの協議会ですかそういったものを設置すると、それを具体的にこの住民参加の中で書きなさいということですね。今の案では、今後河川改修及び流域対策を進めるにあたって、住民参加の一貫として上川流域推進委員会のようなものですね、まあ字面はともかくとしてこういった例えば推進委員会、あるいは対策協議会みたいなものをここに設置しろという事を付け加えるという事ですが、この点はいかがですか。はい、小松さん。

小松委員

賛成します。ただ今の文章の中で下手をすると住民参加の方法がいろいろあるかと思えますけども、そのうちの一つという意味合いを含めた内容にして、文章にしていただければと思います。「例えば」とかですね。

植木部会長

これはある程度私は言っちゃって良いのかと思ってます。ですからこの部分は具体的に書いてしまおうかとも思ってんですが、小松さん。住民参加の意味では一つですけどもね。ある意味では一つですが。

小松委員

いいです。住民参加といういろいろな方策が一つでもって全て解決できればこれは問題ないかと思えますけれども、そういうのもあってあるいは地区ごとにもまだ可能性があるかなと、特徴といういろいろな事情が違うところがあるので、その違いによっても出るかなという感じがするという事です。

植木部会長

分かりました。この点はよろしいですか。皆さん、いやそれは反対だと言うようなご意見があれば言って頂きたいんですが。どうも今までの流れからすればそういったものを設置すべきだという意見が大半だったと思いますので、これは付帯事項のところにつけ加えていきたいと思えます。それからもう一点、水田貯留のことでございます。やや誤解を招いているということでございますので、今の説明は最初の頭の部分を取っ払って、1 / 100 確率相当の降雨が予想された場合には、流出抑制としての機能を果たす、まあなんかそういった話ですね。そういうふうにも表現を変えたら良くないかという事ですが、いかがですか。よろしいですか。はい、清水さん。

清水委員

賛成なんですけど、文章はまた部会長が名文を考えていただくとして、ここの部分は今言われたように、雨水貯留による流出抑制という言葉の前段に持って行って、それで洪水調節機能の考えをどうしようにするという構成にした方が、かなりすんなりと受け入れられるんじゃないかと思えます。

植木部会長

降った雨を貯めるという意味を強調しろということですね。

清水委員

それが洪水調節機能になるんだということで、そのために1 / 100 確率相当の降雨が予想された場合にそれを貯めるんだという、そんなふうな意味合いの文章にすれば良くないかと思えます。それからこ

この水田の降雨ではもう一つ、公聴会でもちょっとそんな疑問というか、分からないということで出てたんですが、しょっちゅう貯めることになるんじゃないかという誤解もあるんで、やはり今ここで、最初の項で「1 / 100 確率相当の降雨が予想された場合」という文面を補足する意味でもう一項、降雨とか出水の予報体制ですか、1 / 100 の雨がどうも降りそうだという時に対応しなければいけない。そういう予報体制がなければ大雨が降るよっていったときにその度、とんでってやるっていうような事も出てくるかと思うんで、上川流域全体のやっぱり観測体制の充実とか、それによる天気予報との組み合わせによる出水の予測体制というようなものをやっぱり整備してくという項目、これは水田に限らず他のところに入れてもいいと思うんですけども、やはり今までの基本高水のデータの出し方にしても、こういう観測体制が不備だったために大雑把なことも出さざるおえなかったという事もあるので、ここへ入れてもいいしまた別のところでも良いですが、この観測体制の確立というのはやっぱり入れておいて頂きたいと思います。

植木部会長

はい、例えばこの の一番最後、その他水田貯留の実施体制確立に関する必要事項を十分に検討する、って言うようにちょっと書いてあるんですが、これではまだ不十分ってことですかね。予報体制というものを加えたらということですね。降雨時の予報体制の確立ってことですね。いかがですか他の方今の意見に対して。はい、高田さん。

高田委員

あんまり具体的に例えば1 / 100 の雨が降るかどうか分かりませんからね、あまり強い雨が降る際に、豪雨に対して流出抑制のためにということで、1 / 50 とか1 / 100 とかという言葉は入れん方がいいと思います。で、抽象的でいいと思うんですよ、これ実施段階でやっぱり、もちろんその予報体制というのは一般論としては常に言うもんだと思いますので。

植木部会長

はい、具体的な数値を入れるのではなくて、例えば豪雨に対する抑制機能としてというような話ですか。そういったような表現をした方がいいんじゃないか。その方がいいかも知れないですね、1 / 100 と言わずにですね。はいどうぞ大西さん。

大西委員

今のところのポツの2番目の流域水量の貯留量（現在の予測約300万トン）と書いてあるのですが、これは貯留量の（現在の予測約300万トン）というのは、削除の方が良いと思います。流域水田の貯留量と洪水調節機能を一定期間かけて検証する、これはこの間の現地検討会でも高田先生や幹事会からも意見が出されましたように、今事前の実験をして一定程度これでいけるというように、手間もお金も掛からずにいけるということの説明があり、なお具体的には今後、半年ないし1年間掛けて実際の検証をしてみるというような、さっそくやっていきたいという見解もありました。私はそれを妥当とするので、そういう意味で一定期間検証するというように、我々取り組むのだという姿勢を見せた方がいいと思いますので。削除と挿入です。

植木部会長

括弧の数値、括弧を削除して一定期間掛けて検証するというような意味を含めなさいということですね。まあいろいろ出てきますのでこの辺は皆さんの意見を聞いて直したいと思います。要するに誤解を招かないでということ、それから1 / 100 という具体的なものを書かずにというような話、それから検証には一定期間という問題があるんだよということ、それから予報体制っていうものをきちんとやりましょうってというようなそういったことをもうちょっと丁寧に書いたほうが良いんじゃないかって事ですね。はい、じゃあその辺ちょっとお任せください。他に水田貯留の問題で何かこういったことは必要じゃないかという、はい、小平さん。

小平委員

もう一つ、三つ目のチョンの最後に自主的参加にするということで、なぜこれを入れたいかっていった場合に、組織体制ってことになってくれば、農業構造改善事業を作った母体は何処にもきちっとあるわけですよ。そこへ本当にこれは住民参加で論議してっていうことですから、一括りになるからその人は皆そこで、これに賛成しなきゃいけないよっていうふうになるといけませんので、当たり前のことですけれども、これに協力する人はあくまで自主的参加だよっていうのもやっぱり明確にしといたほうが良いんじゃないかと思うんです。これは進めていくうちに理解されてくる部分もあると思います。ですから、水田所有者への協力体制を検討し、自主的参加で行うという感じで、私たち部会としてもそういう気持ちがあるわけですから、お願いします。

植木部会長

以前から自覚を持ってという言い方も言っていましたね。主体性をもってというようなことも付け加えた方が良いという事ですね。今の意見に対してどうですか。特に反対意見が無ければ、そういった表現をちょっと工夫してみたいと思いますけれど、よろしいですか。他に水田貯留に関していかがですか。それでは一応水田貯留については今言ったようなことを検討してみます。他のところでいかがでしょうか。はい、宮坂さん。

宮坂委員

の現在考えられる対応策及び検討事項のちょうど下から7行目、「堤防の決壊を未然に防ぐ為に弱堤部の有無を精査・強化する」という項目がありますが、私は土の堤防必ずしも全部が強い堤防だと思っていないわけなんです。全体的には洪水に対しては弱い堤防だと。自然環境には優しい堤防だと認識があるものですから、イメージ的には自然環境に配慮した堤防の強化というものを全体的なイメージの中に入れていただきたいと思います。具体的な書き方は部会長にお任せするんですが、イメージ的には今現在の自然豊かな堤防を維持しながら何とか全体的にもう少し強化出来ないか。その弱点部分は勿論後半の方へ入れておいて頂ければ。特に言ってみればそういうことを入れながら特に弱堤部の有無を精査・強化するっているところは結構ですから、その前辺りへ挟んで頂ければというふうに思います。

植木部会長

ずっと言われてきていることですね。自然環境に配慮して、強い堤防を造れってということですね。その辺は可能だと私は思っておりますけれども、この基本案の根底を流れるのは自然環境に配慮しろっていう事なので、改めてここでも言ってくれということですよ。特にご異論はございませんよね。はい大西さん。

大西委員

今の自然環境での関連で、先ほど言いましたように の基本方向で、上川流域は良好な自然の維持と豊かな人間形成の場としてということで触れておりますが、 の基本的枠組みの中で1の後ろに「1/50確率の治水対応する」。その後に表現として、「同時に人間と共生する現在の生態系を連続して維持する」というふうに付け加えたらどうかと思います。これは茅野市域を含めて上川全川にわたって、生態系の維持の形は違いますけれども葦原であったり林地であったり原野であったりしていますので、ここに入れる必要があるのではないかという意見です。それから - 1 の 、神橋より下流域のところのこのポツの5つ目、住民の憩いの場だけの提起になっていますから、その前段に私の案としては、生活道路、漁業及び住民の憩いの場となっているとし、河川敷の利用を削除して、河川敷の掘削については云々というように修正をしていただきたいと思います。

植木部会長

生活道路等、漁業等憩いの場・・・

大西委員

「生活道路、漁業及び住民の憩いの場となっている河川敷の掘削については」ということで生態系の維持

については の方に茅野市側、諏訪市側全川に渡って基本理念を入れていただいて、神橋より下流の具体的な高水敷の全掘削につながるかどうかの心配もありますので、住民の利用している面だけではなくて、生活道路と漁業を加えていただきたいということです。具体的に。

植木部会長

という意見ですが、他の方今の点に関して2点程言われました。基本的枠組みの - 1 のところに、同時に人間と共生する現在の生態系を維持するっていうようなことを付け加えてほしいということ。それから今言われました3番目のところのポツの5番目ですか、もう少し具体的に書いてほしいという2点が指摘されたんですがいかがですか。そうした方がよろしいですか。はい五味さん。今の2点についてですよ。

五味委員

前段の部分、維持するんですか。保全くらいまで広げていかないと今のまま過ぎたっていうわけにはいかないんじゃないかこの時代は。保全に最大限に配慮する。今のまま維持するっていうとちょっとやや動かせなくなる、どうでしょうか大西さん。

植木部会長

はい、小松さん。

小松委員

同じような意見なんですけども、現状の生態系って規定しちゃうと、現状の生態系で問題になっているところもありますので、自然の生態系をっていうか、現状を抜かした方が良いような気がします。

植木部会長

そのほうが意味としては広くなりますね。いかがですか他に。反対は無いですね。そういう皆さんのご意見ということですので、ここもちょっと頭をひねって書き換えてみたいと思います。他にどうですか。はい清水さん。

清水委員

さっきの宮川の問題が出ていますけども、 の項の ですね。この文章だと宮川も一支流だと考え、宮川と取翻川の流量配分の見直しを再検討するって事になってまして、流量配分の見直しをして更にそれを再検討するっていうような意味合いに取れますけども、実は宮川と取翻川の流量配分の見直しはこの部会では出来ていないんですね。先ほど流量配分の問題、宮川下流部からの意見として出てますけども、この部会で今まで議論されてきた中では1 / 100 確率の場合は360 m³/s 対 40 m³/s ということで、これが50年確率で河川改修やってくということになって、数字の上で270対30ということで止まっているわけです。前もちょっと提案しっぱなしになっている問題で、下流部の最大流下能力が一応40ということで河川改修が出来ている。下流の人たちが心配しているのは、この40が見直しによってもっとたくさん流されるようになるんじゃないかということで、非常に心配してるんで、以前としては270対30というのをせっかく40トン河川改修をしてあるので、これを260対40目いっぱいまで上げて、そういう流量配分にしたらどうかということです。それでこの配分だけで終わることはないんで、これにやっぱり上流の流出抑制っていうのもこの文章の中に入れておいたほうが良いと思うわけです。この1 / 50 確率の流量配分を260対40にするということはここに書く必要はないと思うんですが、これは部会として一応確認をしておいて頂きたいという事と、それからこの の書き方として、「宮川も一支流と考えその後上流域の流出抑制対策を図り、流量配分の適正化を検討する」という文章にしてあげれば良いんじゃないかと思えます。さっきも言ったように実際の数字はこの部会で確認するだけに留めて、文章には入れない。「流量配分の適正化を検討する」というところに含めてしまえば良いんじゃないかと、そういうふうに思うわけです。以上です。

植木部会長

只今のご意見に対していかがでしょうか。上流域の流出抑制対策を図り、流量配分の適正化を検討すると

というようなことでいったらどうかと。はい五味さん。

五味委員

私は賛成ですが、ここの流量配分は今もご指摘がありましたように1/100確率での検討は40だったんですよね。今度は300m³/sの内の30という判断でしたよね。そしてそこに10が出ていますけれど、まだ30そのものにもいろいろと疑問点があるわけですよね。検討すれば更に10をどっちに入れるかっていうような問題が残っていました。など等すぐここで直ちに流量配分するっていうのはとても拙速すぎるような形になると思うんです。よく様子を見て本当に直さなきゃいけないって言うんなら検討しなきゃいけないんですが、どうしてもここ直してくれという意見が今までは地元から無いし、直すことの方がやや疑問点があるという公聴会の意見と受け取れる部分があるもんですから、今の清水さんのご提案は慎重だというふうに思いますのでそんなふうに賛成を申し上げます。

植木部会長

はい、分かりました。清水さんが言われたような案、意見ですね。それの方がより良いだろう。確かに公聴会で言われてましたね、今のままで良いんだろう、変に替えるのはおかしいだろうという話もありましたね。他にどうですか今の点に関しては。じゃあそういう方向で、今の宮川の点ですね、上流域も含めてこの辺はちょっと言い回しを替えたいと思います。他のことについてどうでしょうか。はい五味さん。

五味委員

大きな、総合治水対策の基本的枠組みの5なんですけど、ちょっとここへ入れるのは大きすぎるのかと思いますけど、私にはわかりませんのでまたご意見いただければと思うんですが。総合治水という観点とこういう表現とここでは流域住民の提携協力っていう問題とに触れたことが総合治水対策だと思いますので、そこへ入れた方がいいかなと思ってご提案申し上げます。あの一つには、冬の事だとか四季のことに季節について触れてないんです、ここ全体で。この辺で触れていただいたらどうか。それから計画をもう少し広く見ておく理解が必要ではないか。そんなことを考えまして長期的四季を通じた総合治水の観点と、それが後半に全部つながる表現であるかどうかちょっと疑問にも思いますが、この総合治水の意味を少し広げて見ますよ、冬の対策も出来ますよ、洪水対策だけではありませんよとこういうふうな理解にはなるんでないかと思しますので、お願いしたいと思います。勿論雪のことなどは、またいろいろ検討の方法あると思いますけど、以上ちょっとご検討願いたい、ご提案申し上げます。

植木部会長

はい、-5への提案意見ですね。長期的四季を通じた総合的治水の観点からということですか。そういうことですね。今の意見に対してご意見等ございましたら、どうぞ小松さん。

小松委員

なんかちょっとややこしい感じがするんで、この総合的という中にいろいろこう入ってきますんで、四季も長期的にもいろいろ全部総合という中で説明をされたほうが良いかなという気がしますが、でも。

植木部会長

はい、じゃあ総合的な後に括弧して長期的、四季とか書くわけです。

小松委員

総合的というのはこういうことですよ、口頭で説明できる内容で良いんじゃないかと。

植木部会長

この文面ではなくてということですか。説明する場合にはってことですね。まあよろしいんじゃないですか、この総合的で。説明の際にはそういうようなことを意識して言うということですかね。他にいかがでしょうか。はい小松さん。

小松委員

2つですけども、1つは、この基本案の題名ですが、治水・利水も入れた方がどうかという感じがしますが。

植木部会長

これ前もちょっと議論したんですよ。

小松委員

下のほうにいろいろと利水の関係もかなり出て来てるものですから、題名を見たときに利水も含まれるかと、以下読めば分かるんですけども、題名を見たときにどうかという気がしますんでもう一度提案をさせてもらいます。

植木部会長

そうですね、いつもこれ説明するときにむしろ長すぎるんじゃないか、上川流域総合治水対策基本案って長いなあと思ってまして、もうちょっとコンパクトにしたいなと思ってはいたんですけども、むしろ利水というも治水利水というふうに入れた方が良いのではないかというご意見なんです、清水さんこの辺どうですか。前もこの辺議論しましたよね。五味さんでしたっけ。どちらでも結構ですけども。

清水委員

もともとの県の委員会の名前が非常に長ったらしくて、点が無処にあるのやら何やらよく分からないような名前なんです、まあ別に入れても入れなくても体制に影響は無いと思っています。大体元々、長野県治水・利水ダム等検討委員会なんて舌噛みそうな長ったらしい名前であって来てるんで、今更良いと思うんですが、入れても入れなくても僕はあんまり関係ないような気がしますけれども、入れた方がいいという意見があれば入れても良いんじゃないですか。

植木部会長

実は農業利水っていうのは結構重要な部分でもあるんですね。そういう意味ではこの文面からしてみれば入れてもいいのかと私も思っているんです。はい五味さん。

五味委員

丁寧になってことになれば環境保全まで入れていただきたい。勿論上川総合治水利水環境保全対策基本案、或いはどっかでそういうふうに出ているという理解は基本方向の中にその中身が入ってるって事であれば、この前はそういう事だったから入れなかったんですよ。だから第一項に入れるんなら、その部分をもっと強調するように入れると、表題はいいんですが。先ほど私が言いましたように、総合治水って言葉はもうあっちこちで一人歩きしているんです。いろいろな一人歩きの仕方をしてるから、ここの内容がそのままっていうようには思えない節もあって疑問には思います。小松委員さんがおっしゃるように。疑問には思いますがどうでしょうか。私はどちらかという、もし入れるんなら基本方向の中へ入れてみたらと思います。

植木部会長

基本方向の中に何を入れようということでしたっけ。環境保全ですか。利水が入ってない、「総合的治水利水対策によって」と入っているんですかね、「多様な発想に基づく上川流域総合治水利水基本対策案」というふうにしていいですかね。はい高田さんどうぞ。

高田委員

あんまり余計いろいろなものを入れたら訳が分からなる。治水だけでいいと思うんですよ。治水が中心ですが、他のものを絶対ないがしろに出来ないということは前提ですから、絞った方がいいと思います。

植木部会長

はい、そういう意見もあります。上川流域総合対策案ですか。総合基本対策案。上川流域総合治水基本対策案でどうですか。上川流域総合治水基本対策案、なんか語呂として基本対策案の方が私としてはしゃべりやすいんですが、対策基本案よりも。はい清水さんどうぞ。

清水委員

また前の時と全く同じ議論になっちゃってるんで、やっぱり考えてみると出来るだけ短い方がいいし、もともと総合治水っていう言葉自体が全てを含んだ、環境の問題、利水も含んだ意味で使われているし、これからはそういうふうに使っていかなくちゃいけないと思うんです。そうでないと総合治水って言いながらその後ろにとにかく含まれるべきものが皆ごろごろくっついていったら、それこそ題名が2行位になるんで、私は良く考えるとこの前総合治水で全部含まれると、そういった意味じゃないかということを書いたのを思い出しました。私もそういうことで良いと思いますし、通常正式に読む場合はそのとおりに読まなければいけないと思うんですが、僕はもう話をする場合は、上川治水案という略称でよんでおりますので、それで十分通用する。このままで止めましょう。

植木部会長

はい、小平さん。

小平委員

公聴会でも高く評価されたのは、基本方向、この3行ですけれどもこれを本当に私も思っていることを、この3行にまとめていただいた格調高いし、中身も本当に総合的に入れていただいておりますので、これで充分だと私は思っております。

植木部会長

タイトルは替えなくて良いということですね。

小平委員

タイトルも替えなくて良いし、皆さんが今タイトルの問題は基本方向の中にきちっと書かれているというふうに解釈します。

植木部会長

小松さんどうですか。良いですか。

小松委員

はい、了解しました。それでは2番目の問題ですが、これは対策基本案ですか、基本対策案ですか、このままで良いということですね。この中に入れることはないんですけれども、要するに検討委員会の中では、全て横並びの対策になっているものですから、横並びっていうのは一つは行政が行う義務としての対策と、住民が行う協力的なボランティア的な対策が皆一緒になっているわけです。それで義務的な対策というのは、きちんとした方針と目標を持って、責任も明確にしてやってもらうわけですが、例えば水田利用とか森林の関係とか、あるいは駐車場の透水性の問題とか、そういうのはどちらかというと義務的な内容よりは、先ほど小平さんが話しましたように自主的な参画になりえると思うんです。素案を作って強制的にこの部分はこうしろというところにはなかなかないと思うんです。そういう状況も踏まえて対策の効果を検証していただきたいというふうに思いますんで、これは希望として。

植木部会長

なるほど、今後の問題ですね、それは。今後そういったものが自主的に、主体的に取り組んでいく部分があって、それがどういうふうに行われているか、それが実際効果としてうまくいっているのかという話ですよ。そういう話ですよ。ここに入れるっていうわけではないですよ。

小松委員

効果を策定する場合には同じ効果にならないと。

植木部会長

そうですね、そのとおりですね。それは今後の運営委員会か協議会かそういったところで具体的に議論していったらえればって思いますけど。他にいかがでしょうか。そうしますと大体今出たようなところがあります。今まで出たところ、もう一回私なりに書き直しまして、最終 20 日が部会がある予定です。その時に最終報告書と共にまとめ上げることになるんですが、その前に皆様にその最終報告書がお手元に届くようにいたします。そこでチェックして頂いてこの基本案と、それから全体の部会報告案を見ていただきたい。で、20日の時にもう一度意見をもち寄ってそこで完成させたいと思っておりますので、どうかそのようにご理解いただければと思っております。とりあえず明後日の検討委員会には、直さずに一応このままで、こういうことをやりますよ、こういう案ですよっていう事のところで報告はしておきます。ただ変わる余地は部分的にありますよということは伝えながら、最終的なまとめは20日の日にということでご了解いただきたいと思います。それでは分かりました。これで基本案について修正する部分がいくつか出されまして、それは私の方でいくつか書き直したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして議事の2があります。明後日検討委員会があります。その場で私としては上川部会のこれまでの流れを報告し、そしてこの基本案をざっと説明する予定です。基本的には部会と検討委員会のキャッチボールをやりましょうということもありまして、検討委員会ではこの部会の考え方をできるだけ尊重するというのがこれまでの建前でございますから、これに対して駄目だとかというような話は出てこないと思っております。ただし内容によってはまだまだ検討されなきゃならない部分もあるということは、我々も重々承知ですが、もし検討委員会の場にこちらからこういったことについてもっと検討してほしいんだ、議論してほしいんだという点がございましたら、お聞きしたいと思っております。例えばかなり大きな問題幾つかあると思うんですね。公聴会でも出たと思うんですが、例えば住民参加っていったいどうするんだとか、これは手法の問題ですけども、我々のこの部会の特徴で水田貯留という問題があります。国土交通省の絡みでは釜口水門の流出量をですね400から600トンに何とかしてほしいというのもここに盛り込んでいる訳ですが、それから我々がずっとここでペンディング（pending：保留）状態にしといた基本高水の問題等あるんですね。そういった極めて大きな問題、でこれが上川部会にとってはかなりやっぱり重要なんだってようなことがあって、それが検討委員会の皆さんの意見を聞きたい。あるいは議論していただきたいということがあれば言っていたいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。はい五味さん。

五味委員

基本高水は、私ども深く論議を避けてきました。たまたまほぼ合意のような状況がありまして、これが公聴会では大変好評でした。私は両論併記なり複数併記なりも有り得ると発言までしております。その理由はやはり私の生活感覚ではこの基本高水は高すぎる、下げたい。こういうふうにして議論に参加した経緯がございます。そこで是非ここに出された基本高水910と1130ですか、この二つだけでも、もし出来たら検討していただいていたいただきたい。そうすると河床等当面の様々なことは出来ますけれど、基本的にこの地方の治水についての構想が変わる場合が有り得るわけですね。そんなことを考えています。それから水田貯留につきましては、多少地域的な問題ではあると同時に、反面全県的な問題になればという期待があります。この地域でじっくり検討していくのは当然ですけども、そんなふうに思いますから、もし出来たら全県的な対策があるのかないのかご検討願えればありがたいと思います。部会長さんが言った釜口水門もおっしゃるとおりですけども、特に2点は心配ということ。それからもう一つ別のことを申し上げてよろしいですか。県検討委員会の検討室の皆さんもおいでですし、県本部の方々も何度もご出席いただいておりますから申し上げますが、この上川部会に出されたたくさんの資料本当にご苦労様だったと思います。心から感謝しております。わがまま言ったり作れ作れって初めから何度も言ってきて申し訳ありませんでした。有難うございました。ただこれについて私言及してきませんけれども、やや矛盾があるんです。一つは流域については途中で私発言を抑えて来ましたが、この諏訪地方の流域全体は全部資料が整った形で議論できなかったように私は思っています。それからその他幾つかの資料が訂正された部分もあるし、検討された

ままで放棄されたものもあります。出来たら総合治水の線に沿って今後は整理するとういうようなご理解を頂けたらありがたいと思つてます。要望でしょうか、部会でまとめるまでにいかないでしょうかね。私はそういう要望を申し上げておきます。

植木部会長

最後の問題は部会案を今後積極的にやってほしいということですか。このことについて、私は検討委員会で主張するつもりではありますので、その場では検討委員それから幹事会の皆さん聞いているわけですから、これまでのいろんないきさつがあるわけですが、総合治水対策として動いていくんだと、それが今後の方向性なんだというところを強調していきたいと思つております。はい小松さん。

小松委員

一応大体の案が決まって実行に移すわけですけども、この案が良いかどうかという事については更に検討委員会で検証していただくということになるわけで、そのときに先ほどから出ています基本高水はどうだという問題がありますけども、逆に地球現象のこの先考えた場合、地球温暖化とかいろんな面でもってかなり心配する所があるわけです。それで実質的に過去のデータだけでなく、将来予測まで含めての高水検討をお願いしたいかなと。最終的に高水を決めるというのは、これは国が決めると思います。今まで決まっていた内容が高すぎるとか低すぎるとかという問題を精査して、いろいろ国に対してやるかと思つていますが、その高水を決める国が最終的にいろいろな責任、対策を取ってくということになるかと思つてます。そういうことでもって我々が高水を幾つだと決めたとところで、その高水が国の決定と違う場合も当然出てくるわけですけども、決めたとところで責任を取るといふことであれば我々が検討した内容で責任を取るといふふうにはならないかと思つてます。いずれにしても検討委員会で検討していることは必要だと思つていますが、低い方だけの検討でなくて、将来考えて結果を出していただきたいというのが一つです。もう一つは予算がどうのこうのという非常に大きな問題があるかと思つてます。お金が無いから出来ないんだというのは当然ありえる話ですけども、出来る所からやってもらうというのが先ほど優先順位をつけた内容かと思つてます。いくらいくら掛かるから、全てが出来ないという事ではなくて、出来るところからやっていって最終的にいくらいくらになったと、最初の予測は必要ですけども、こんなか出来ることから是非やっていく検討をお願いしたいと、この2つをお願いしたいと思つてます。

植木部会長

基本高水の問題が出ていますけども、どうでしょう高田さん基本高水ワーキンググループとして何かご意見等あったらいただきたいんですけど。

高田委員

責任論というのはちょっと良く分からないんですけど、これは多分裁判沙汰になったりしたときに、明らかな瑕疵があれば河川管理者の責任になると思つてますが、一般的には自然災害的な部分で、はっきり言ったら泣き寝入りの部分になることが多いと思つてます。国が基本高水を決めるというんですけど、先ほども説明しましたように国自身基本高水の決定能力が無いんじゃないかというのが現状です。大熊さんもしょっちゅう千曲川の問題を言ってるんですけど、基本高水を決めて整備が進むにしろ、ダム前提の計画高水になっているところが全然進まない。なおかつダムを先ほど言いましたように止めていってる、だから基本高水は浮いていってしまっているんです。それは何処の川でも同じ状況で、長野県の今この検討委員会というのは典型的なより身近な形で話をしていますので、より典型的な例になっているわけです。それとより大きな雨という点においてはこれは河川審議会がもう何年も前に、だいぶ前から出していると思つてますが、あふれても堤防が壊れないという形、これが絶対必要なものです。余裕高というものをちゃんと取っていますから、例えば50年にいっぺんで余裕高を取って設定した場合というのは、堤防が溢れる場合というのは100年を多分越えると思つてます。100年にいっぺんよりまだ大きな雨に対して余裕がある。逆に言いますと余裕高というものが機械的に流量、これは川の流量で決めるんですけど、機械的に決めていいかという逆の言い方があります。ですから現状でもし余裕高をちゃんと取って、堤防の天端高をちゃんとして、越流しても壊れないということになりますと、50年にいっぺんの計画だったらおそらく120年に一回とかそれ位の規模に

なるわけです。堤防が壊れなく、越流だけだったらそれほどの低地で水が集中するところは別ですけど、一般的にいった水の量はそんなに無いんで悲惨な水害ということにはならない。ですから余裕高というものがちょっとそんなもので良いかと逆に問われているわけで、ですから繰り返しますが規定どおりの余裕高を持たすと非常に安全だということはまず間違いない。そういう認識で良いと思います。

植木部会長

余裕高の問題もありますね。基本高水の問題と余裕高の問題もここでもちょっと一時議論してはありますが、充分には詰めれなかった。余裕高結構大きいですね、これは。どうも高田さん有難うございました。他にどうでしょうか。検討委員会で議論してほしいような内容がございましたら。はい、清水さん。

清水委員

1 ページの森林整備のところ、ポツの4番目一番下の林地開発とそれから洪水調整施設、洪水調整池の問題ですけども、上川部会の治水という点からも1974年以前のいわゆる平たく言えばリゾート開発ですね、こういうところに対して、それ以後義務付けられているような洪水調整施設の建設を協力したり要請したりしているということですが、これは治水の我々の立場から離れても、どういう条例だったか幹事会で教えていただきたいんですが、多分条例化されたと思うんです。で、調節池の設置が義務付けられているんですが、当然これは古いやつは必要がなくて新しいやつにしろもうということではなくて、ただ既に古い施設、開発地というのが存在したので古い方は免除という形になって、新しい開発地からこういう調節池の設置というのが義務付けられたと思うんですが、当然これは両方やっぱり必要なわけですから、これはやっぱりそういう条例の側からも検討をし直して、古い開発に対しても調節池を造っていくという事が成されるような検討を、これは検討委員会が検討するのか、そういう要請を関係部局にしていこうということになるかと思えますけども、そういうようなことを一つお願いしたいと思います。で、ちょっとこの条例文という点では僕も分からないので、ちょっと説明していただければありがたいんですが。幹事会の方に。

植木部会長

1974年以前のこの林地開発によるところですね。これは幹事会、はいお願いします。

諏訪地方事務所林務課 岩谷課長補佐

清水特別委員の方から只今ご質問がありました件につきましては、第7回の上川部会におきまして治水対策案という一覧表の中にお示しした部分があります。その中で現状及び課題ってということで、昭和49年以前、いわゆる昭和48年以前ですが、みなし行為でやった部分については、今ご指摘があったように調整池等についてはこちらから指示する事は出来ません。ただし昭和49年以降、これは森林法の部分ですが林地開発行為についてはこちらの方でいわゆる照査と言うか、一応許可行為になっておりますので、こちらで具体的に技術基準を設けてありますので、それに従ってやっていただくということになっています。それについては細かい話をする必要はないと思っておりますのでそういう考え方になっていると、それから条例とおっしゃりましたけれども、長野県としては条例としてはございませんので。これは森林法に従ってやっておりますのでよろしく申し上げます。ただし茅野とか諏訪市とかそういう条例があるかちょっと分かりませんが、いずれにしても森林法に基づいてこういうチェックをされているということでもあります。以上です。

植木部会長

有難うございます。ここでも1974年以前の林地開発について何とか洪水調節機能を持った施設を造ってほしいという一つの提案なんですね。でこれがどういう形で行われるか私も分からないんですが、今の状態では説明があったようにどうしようもないってことですね。県の方からは対応策は何も無い、出来ないんだということなんです。我々はここでこうしてほしいと書いたんだけど、それが現実の問題として果たしてどうなのか、これもちょっと検討委員会で議論ということになりますか。これも出来るならば、こういうのはここに限らず他の長野県ならかなりあるはずですね。ですから問題としてはあるなと思っておりますので、ちょっとこの辺も取り上げてみたいなって思いますけれども。ただ回答としては今のような話になる

んでしょうね。それを検討委員会でどう考えるかということですよ。はい清水さんお願いします。

清水委員

今の法体系の中ではやっぱり非常に難しい問題だと思うんですが、例えば長野県の中ではこういう問題をきちんと条例化するというのも一つは考えられるので、そういう方向でやっぱり強力にやってくという事を一つはお願いしたいと思うんです。そうでなければ今のこの状態ではただお願いする、企業の方は金無いからやらない、それだけで終わっちゃうって言うんで、長野県ここばかりじゃなくて茅野は非常に多いんですが、他にもいっぱいそういうところがあって、間接的にはかなり水害を起こしたりいろんな問題起こしてるんで、本当はこれだけのリゾート県であるなら当然県独自の条例を設けて、きちんと調整池は造っていくということが本当は望ましいんで、そういう方向も踏まえて一つご検討をお願いしたいということをお願いしたい。

植木部会長

はい、分かりました。検討委員会は今後も年を越しても行われる予定ですから、今回はそういった問題提起みたいのを出す程度に留まるかも知れませんが、少し何回か検討を重ねていきたいなっていうふうには思ってます。他にいかがでしょうか。はい小平さん。

小平委員

広大な跡地利用についてですけども、公聴会でもこの跡地利用に対する期待ってとても大きかったと思うんです。言葉としては、縄文人が生活圏としていた雑木林として再生してほしいとか、森の恵み、こういった場合はきのことか小動物が本当にそういう昔の里山の復活って言う言葉で公述人は期待されたと思うんです。それで基本案で跡地利用についての考え方は良いんですけども、その上の方の検討委員会で再検討するって事で、流されずにやっぱりここも、放任すれば自然林になるかっていうことではないんで、やっぱり子育てじゃありませんが、放任していった結果は皆が健やかになって感じにはなりません。ですから、ここに対する住民は本当にボランティアで必要があれば労力も出すよっていう声も現に起きて来ているわけですから、ここもどう検討する中で、その検討している期間どのような手を入れれば良いのかっていうことも含めて考えて頂きたいというか、再検討するっていうことで流されずにここも独自に、ここを本当に市民が期待する跡地利用の方向を示していくっていう、そういうプロジェクトみたいなものも考えていただきたいってことです。で、その比重は本当に労力としては本当に住民もやるよと言う声大きいですから、ここそ本当に協働と働いてっていう字ですけど協働して本当に再現していきたいなと思います。

植木部会長

はい。跡地利用については、ここの基本案ではこの程度の話しか実はしないんですよ。で、公聴会で聞きますと、かなり森林に再生してほしいという事が意見としてありました。ただし部会としてはそこまで実は具体的に詰めてはいないんですよ。多分もっともっといろんな意見もあっても良いだろうと私も思っておりまして、特に踏み込んだ議論はしていない。ですからここの跡地問題はむしろ地域住民の方々が今後どうしたら良いかっていうことをもう一度集約した上で、それが森林の再生って事になればそれはそれで結構なんですけど、それは次に多分立ち上げがされるだろう。そういった何とか協議会みたいなところですね、議論をしてそれで県に要請していくっていう形の方がよろしいんじゃないかというふうに思いますけれども。要するに合意を得てないんです、跡地利用については。意見は出たというだけなんです、ここでは。そういうことですので一応今のところは、この表現で留めるという事で。小平さんの気持ちは分かります。皆さん結構多くの方森林に換えてっていうのはありましたね、確かにそうなんです。それはもう一度地域住民の方で議論してもらってということでもよろしいんじゃないですか。他にいかがでしょうか。はい、宮坂さん。

宮坂委員

幹事側にお尋ねをしておきたいんですが、この河川改修案出たって国が認めるかどうかは分からないんですけども、仮に国が認めたとき県と国との負担割合っていうのがあるんですが、どんなふうになりますかちょっと教えていただければと思います。

植木部会長

幹事会、この案がもし認められていった場合に国と県の負担ってというのはどうなるのか。事務局ですか。

河川課 江守主任

まず国と県の負担割合って事なんですけども、国の場合、まず補助採択になるってのが前提に有ります。一応川の規模ですとかそういうものになりますと、一般の河川改修ですと広域基幹河川改修というのがありまして、その場合は国の負担が1/2、県の負担が1/2という負担割合になってます。それはあくまでも公共採択になった場合、補助採択になった場合の比率ですけども、採択にならない場合は県単独ということになります。

事務局（荻野企画員）

一応、前々会お出しした財政の報告にその負担割合は書いてございますので、財政のほうの別紙の2をご覧になれば、そちらの方に金額とパーセントでお示ししてあります。

宮坂委員

ではまたそちらをちょっと見させていただきまして、いずれにしても国にしても県にしても、まして県の方は大変厳しいこういう事情ですから、答申が出たものが順次これが着実に実行されるということはなかなかむずかしいことは想定をされると。そんな中でおそらく部会の方でも、検討委員会のほうでも、どういう順番でやろうとかどんなふうにつけて行こうかというような、おそらく議論が出てくるでしょうと。相談が出来なければ全く進めないってことは考えられないわけですから、進める努力は当然していただけるかと、その辺の議論の中でやっぱり上川部会では一つの考え方があるんですが、検討委員会のほうで議論を深めていただきまして、また是非委員長さんには申し訳ないが、言っていただきたいというふうに思います。これが非常に今後の河川改修に大きな影響といいますか、考え方の基本になっていく、手をつけ方が基本になっていく部分だと思っておりますので、部会長さんご出席され今日まで部会長さんとして手腕を發揮されましたので、信用しておりますのでご意見をさせていただきたいというふうに思っています。

植木部会長

はい、有難うございます。ただこの優先順位について我々ここまでやや抽象的であるけれども書きました。で、私のこれはあくまでの予測ですが、検討委員会で何を優先すべきかという議論は多分出来ないんじゃないかと思っております。それはどういうふうな形でこれが国との交渉の中で予算が付けられてくるか、それから勿論もし県単独になった場合に上川にどれくらい予算が回せるかという問題も含めた場合に、もう実行段階の話になってくるわけですね。検討委員会のレベルはもっと大枠の中で、知事に答申する内容ですから、その優先順位はこれとこれとこれというような形をやる場合に本当は予算付けをある程度確定した上で我々はそこまで出してやってくれという順番でいかなきゃいけない。しかし、委員会では多分そこまでは議論出来ないと思います。部会の意見を吸い上げてこの基本方針を中心として、更に疑問点があるのならば煮詰めあいながら、そして知事に最終答申するという事ですから、この基本案が基本的には知事の方に行くんだろうと思ってるんですね。ですから確かに予算の問題で優先順位って極めて重要なんですが、これはテクニカルな部分の問題でして、たぶん幹事会の方で今後これを基にして案を考えて国と折衝してやっていくという事になって、そこまでいかなければどういうふうについていくか分からないと思いますけれども。

宮坂委員

有難うございました。もう一回幹事会にお尋ねしたいんですが、基本的にはこの河川改修というのは下流からというのが原則のようなんですが、やっぱりそういう原則というのはあくまでも基本原則として基本的に考えられることなのか、それも一つ伺っておきたいと思っております。

植木部会長

はい、幹事会どうですか。河川改修の順番というのは下流からなのかというような話ですが。

河川課 小平専門幹

河川課でございます。河川改修、上流からやるか下流からやるかという問題でございますけれども、流下能力が無いとか緊急性が高いとか、そういった所を視野に入れまして決めておりますので、一概に上流とか下流とか言えないと思います。

植木部会長

そうしますと、やはり私はこれから実行に移す段階で、これから立ち上がるだろうと予想されます何キャラ委員会か何キャラ協議会がたぶんですね今後力を発揮していくんだらうと思います。その中で具体的に提案するなりというような形になっていくんじゃないでしょうか。そのように思いますけども、他にいかがでしょうか。大体出尽くしたでしょうか。今度の検討委員会で上川部会がどれくらい時間を割いていただけるかちょっと分かりませんが、今頂いた意見をですね少し私の方でまとめて議論をしていきたい。あるいは検討委員の皆様から意見を伺いたいと思いますので一つよろしくお願いします。それでは大体今日の議事はこれでほぼ終了でございます。次回の部会は 20 日ということを用意しております、その場におきまして先ほども言いましたように基本案と部会報告案を最終的にここで決定するということになります。基本案はもう今日の段階でほぼもう出ましたので私の後は書き方の問題なんですね。私の書き方が変だと言われればそれでまたそこで直さざるを得ないんですが、内容につきましては出来るだけ早いうちに皆様のお手元に届くように郵送いたしますので、20 日までに各委員さん方検討していただいて、20 日に持ち寄っていただきたいと思っております。今事務局の方からご提案がありまして、その場で持ち寄るのはしんどいから、むしろ前もって意見を頂くということでしたね。17 日までに意見を下さいという事です。それを以ってまとめて 20 日に望むということなんです。ですから私共としては 10 日前後には皆様の方に最終報告案を送るということになるでしょう。それで一週間くらい読んで頂いて 17 日までには事務局の方に意見、質問等を提出していただければと、その一覧表を見て最終 20 日の部会では議論したいと思います。よろしいでしょうか。そのように致したいと思っておりますので一つよろしくお願い致します。それでは治水水利検討室から何か連絡等ございましたらよろしくお願い致します。

事務局（青木調整幹）

それでは只今確認頂きましたように、部会長さんから基本案の修正それから部会報告の原案頂き次第、委員の皆様の方にお送りを致しますので、ご意見につきましては 17 日火曜日までに事務局に提出して頂きたいと思っております。次回の部会でございますが、12 月 20 日金曜日茅野市役所で行います。詳細を追ってご通知申し上げます。以上であります。よろしく申し上げます。

植木部会長

それにて本日の議事を全て終了いたしました。どうも有難うございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印